

第3次 行田市環境基本計画
(案)

令和5年9月

行 田 市

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画策定の目的	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	2
5. 計画の推進主体及び対象範囲	2
第2章 環境の現状	3
1. 行田市の概況	3
2. 生活環境	7
3. 自然環境	11
4. 地球環境	13
5. 環境配慮活動	15
6. 市民意向	16
第3章 計画の方向性	18
1. 望ましい環境像	18
2. 基本目標	19
第4章 計画の施策	21
1. 施策の体系	21
2. 施策の内容	23
基本目標1 環境学習の促進による意識啓発と環境配慮行動の推進	23
1-1 市の環境配慮行動	23
1-2 誰ひとり取り残さない環境教育の充実	24
1-3 市民・事業者の自主的取組と多様な主体の協働	25
基本目標2 環境負荷の低減を目指す循環型社会づくりの推進	26
2-1 大気環境の保全	26
2-2 水・土壌環境の保全	27
2-3 騒音・振動・悪臭の防止	28
2-4 廃棄物減量化・再資源化	29
基本目標3 環境にやさしいエネルギーへの転換による脱炭素社会づくりの推進	30
3-1 気候変動・温暖化対策	30
3-2 省エネルギーの推進	31
3-3 創エネルギーの推進	32
基本目標4 生物多様性の保全を目指した自然と共生する社会づくりの推進	33
4-1 生物多様性の保全	33
4-2 緑地環境の保全	34
4-3 水辺環境の保全・創出	35
4-4 環境に配慮した農業	36

第5章 地域気候変動適応計画	37
1. 気候変動の適応に関する基本的な考え方	37
2. 将来の気候変動影響と主な対策	39
第6章 計画の推進	44
1. 進行管理システム	44
2. 推進体制	44
資料：アンケート調査回収状況	45

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

行田市は、平成14年に「行田市環境基本条例」を制定し、環境の保全及び創造に関する基本理念を定めるとともに、市・事業者及び市民の責務を明らかにしました。行田市環境基本条例を基に平成16年3月に「行田市環境基本計画」を策定、後に平成21年3月に見直しを行いました。また、更なる社会環境の変化に対応すべく、平成26年3月には「第2次行田市環境基本計画」を策定しました。

第2次行田市環境基本計画を策定後、少子高齢化、人口減少といったことに加え、本市を取り巻く状況が大きく変化が見られる中、気候変動に伴う災害や新型コロナウイルス感染症の影響といった様々な課題が顕著になり、行政に求められる責務も高度化・多様化しています。

これらの課題に対応するため、生活環境・自然環境・地球環境などに対する総合的かつ計画的に推進する「第3次行田市環境基本計画（以下「本計画」という）」を策定するものです。

2. 計画策定の目的

本計画は、「行田市環境基本条例」第3条に定める基本理念に基づき、行田市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活環境の確保に寄与することを目的とします。

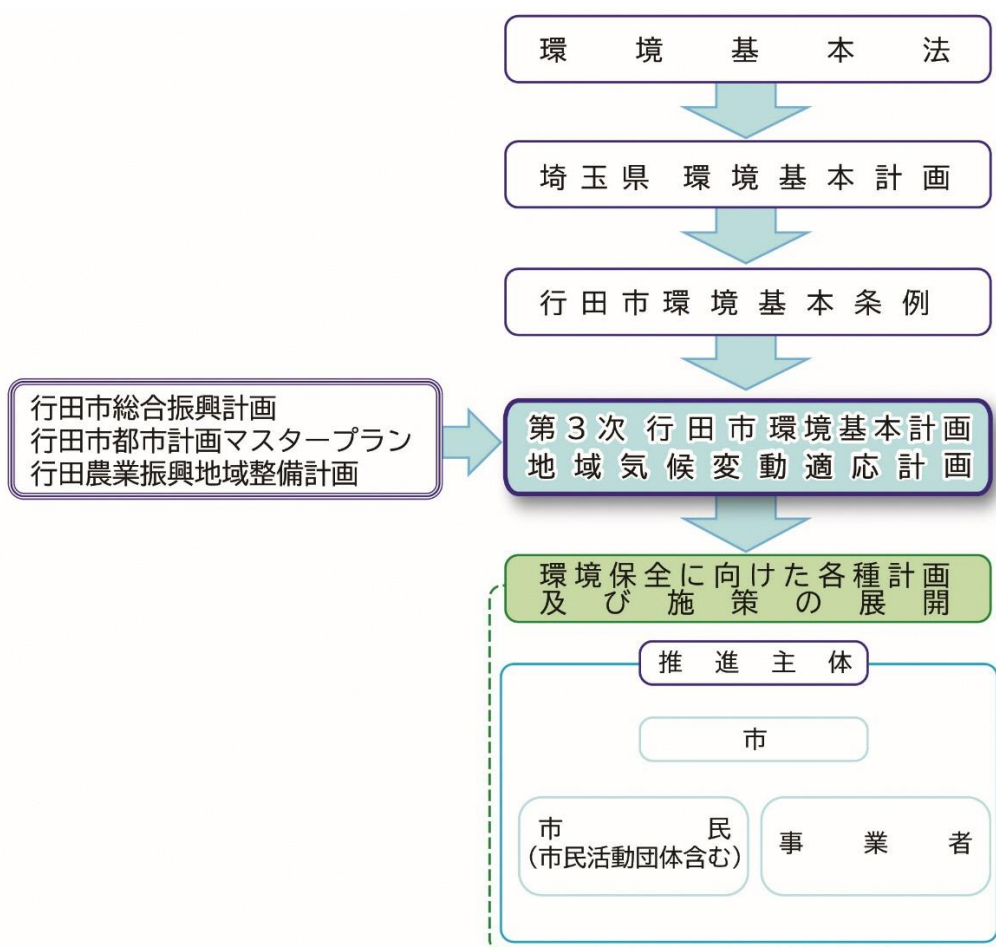
「行田市環境基本条例」第3条

（基本理念）

- 1 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある豊かな環境の恵みを受けられるとともに、人類の生存基盤である環境が良好に将来の世代に引き継がれるように適切に推進されなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、全ての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることに鑑み、地球規模の環境問題の解決に寄与する地域の取組として、あらゆる事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

3. 計画の位置づけ

本計画は、国及び県の方向性を踏まえるとともに、行田市総合振興計画等の各種計画や環境基本条例との整合を図りつつ市の環境保全と創造に関する施策を総括する計画です。



4. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とします。ただし、社会経済環境など著しく変化した場合には計画の見直しを行います。

5. 計画の推進主体及び対象範囲

計画の推進主体は、市民（市民活動団体含む）、市内に事業所を持つ事業者及び行田市の三者とします。また、対象の範囲は「生活環境」「自然環境」「地球環境」「啓発活動」となります。

範囲（分野）	要素
生活環境	廃棄物、大気、水質、土壌、騒音、振動、地盤、悪臭、有害物質 など
自然環境	水辺、河川、緑地、動植物、景観、公園 など
地球環境	エネルギー、地球温暖化 など
啓発活動	環境学習、環境情報、環境配慮活動 など

第2章 環境の現状

1. 行田市の概況

1) 行田市の位置

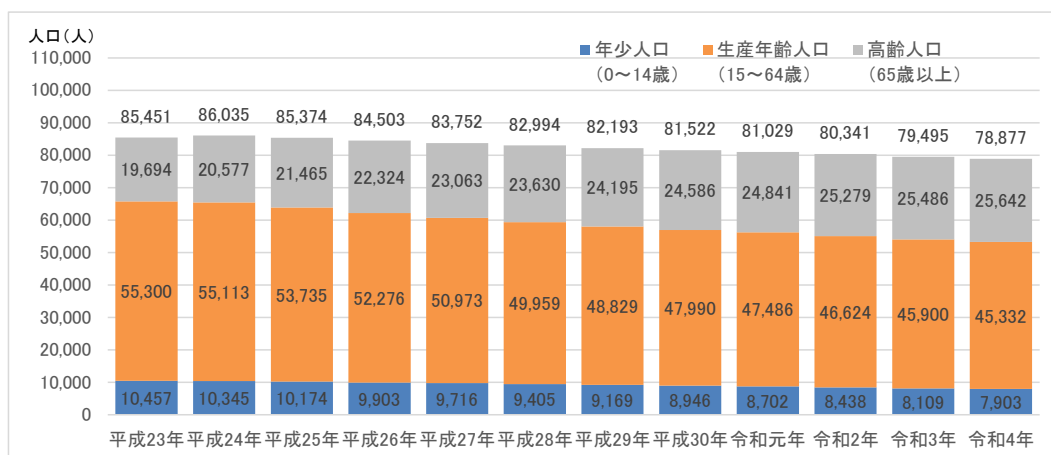
行田市は埼玉県北部に位置し、統計139度27分、北緯36度8分、海拔約20mとなっています。東京都心部へは約60km県内と比較的近く、関東の中央部に位置することから近隣の都県へのアクセスもしやすい位置となっています。市域は、東西11.4km、南北11.9kmであり、その面積は67.49km²になります。



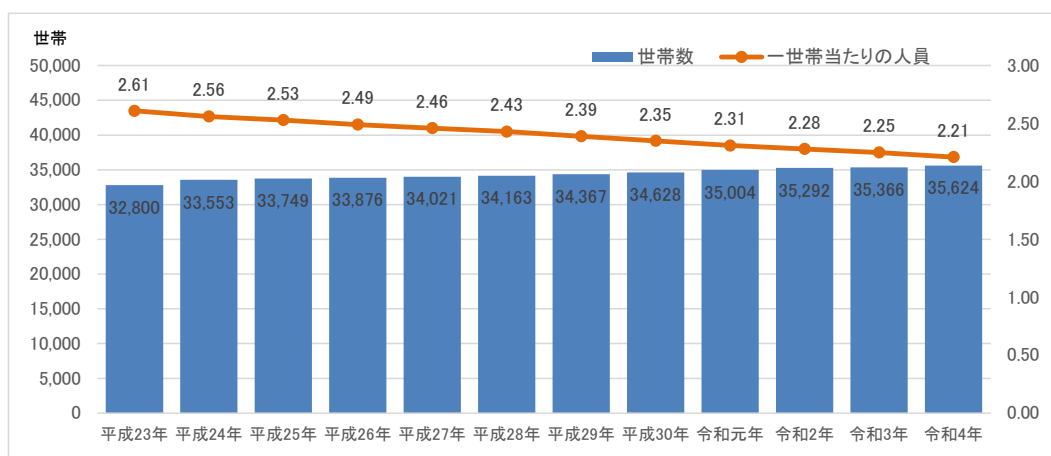
2) 人口

人口は、平成12年をピークに減少傾向となっています。令和4年10月1日現在の住民基本台帳人口は78,877人となっています。

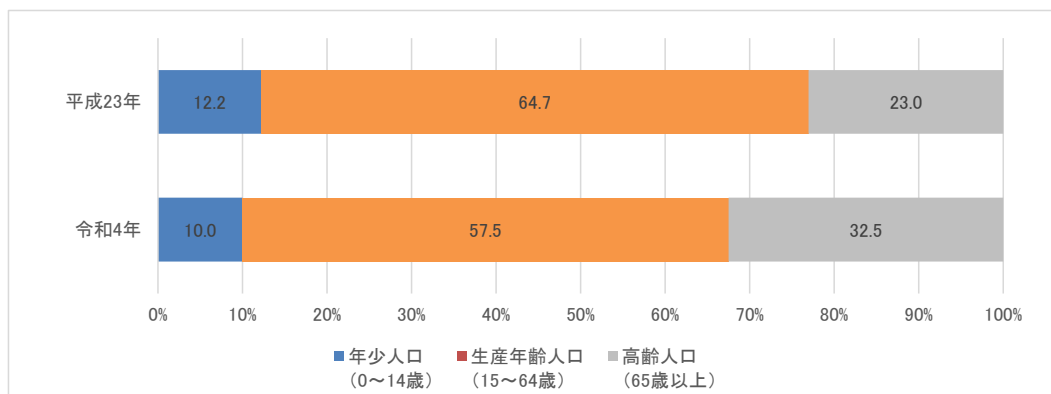
近年の年齢構成の推移を3区分別割合で見ると、平成23年時点で12.2%であった年少人口（0～14歳）は、令和4年に10.0%に減少した一方、23.1%であった高齢人口（65歳以上）が32.5%と増加しており、少子・高齢化が進行しています。また、生産年齢人口（15～64歳）は、64.7%から57.5%へ大幅に減少しています。



住民基本台帳（各年10月1日現在）



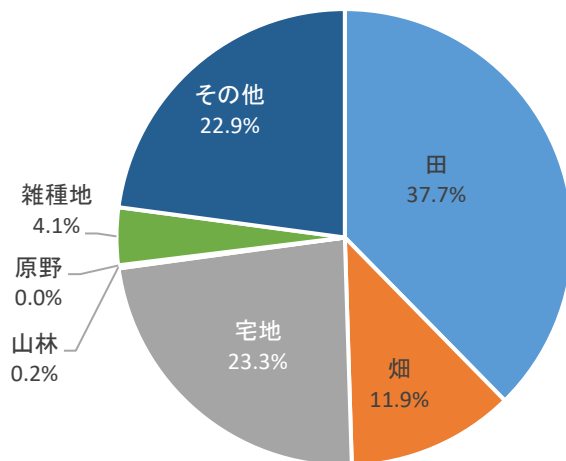
住民基本台帳（各年10月1日現在）



住民基本台帳（各年10月1日現在）

3) 土地利用状況

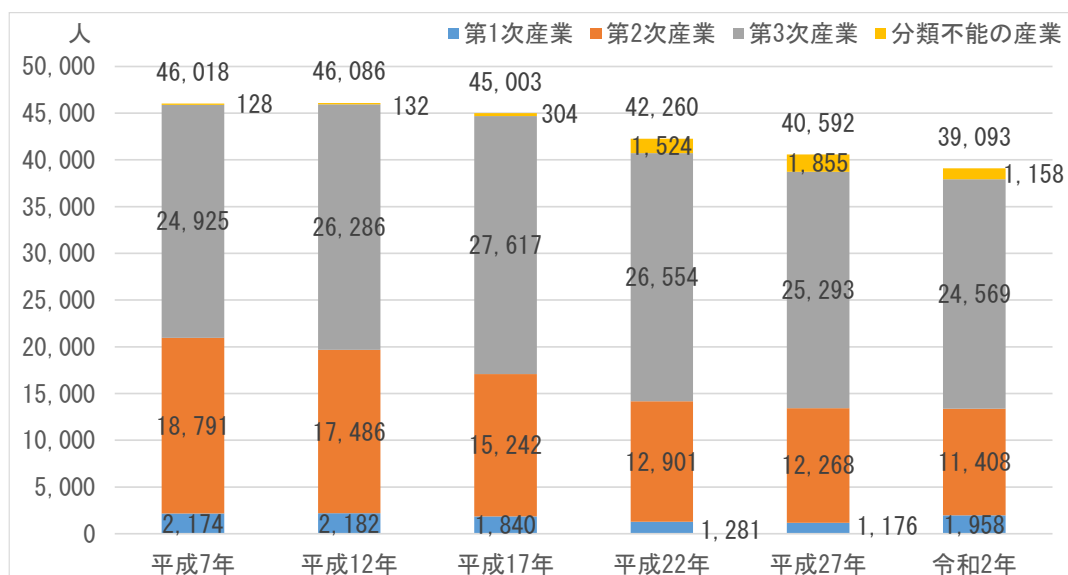
令和4年度の地目別面積割合は、田が37.7%と最も大きな面積を占めています。次いで宅地が23.3%、畑が11.9%となっています。田と畑の合計が49.6%であり、農業が盛んな地域であることがわかります。



統計ぎょうだ

4) 産業

昭和55年から60年にかけて、第2次産業の人口比率が最も高くなっていましたが、平成2年には第3次産業の人口比率が最も高くなり、令和2年には第2次産業の人口比率が第3次産業の46.4%にまで減少しています。



国勢調査

5) 歴史的・文化的資産

利根川水系の氾濫原であった広大で平坦な土地は、水田として広く利用されています。先人から引き継がれた耕作地は、本市の景観を特徴づける貴重な存在となっています。

景観を活かしたまちづくりへの機運を高めるため、歴史的・文化的資産の周辺景観に配慮するなど、良好な景観の創出に寄与した建築物などを表彰する制度「浮き城のまち景観賞」を平成17年度に創設しました。また、市内に存在する自然や歴史、まち並みなどに関する景観資源の掘り起こしにより、本市の持つ魅力を市内外に広く発信しています。

分類	歴史的・文化的資産
自然	利根川、荒川、星川、忍川、切所沼、小崎沼、長善沼
古墳	埼玉古墳群、八幡山古墳、小見真観寺古墳、真名板高山古墳、地藏塚古墳
歴史的資産を利用した施設	忍城址、忍城御三階櫓、郷土博物館、石田堤
祭り・伝統行事	春まつり、行田蓮まつり、さきたま火祭り、行田浮き城まつり、酉の市、忍城時代まつり、ささら獅子舞
文化施設	産業文化会館、教育文化センター、コミュニティーセンター、総合体育館
都市公園・都市緑地	さきたま古墳公園、水城公園、行田市総合公園、古代蓮の里、富士見公園、見沼元坎公園、見沼公園、さきたま緑道

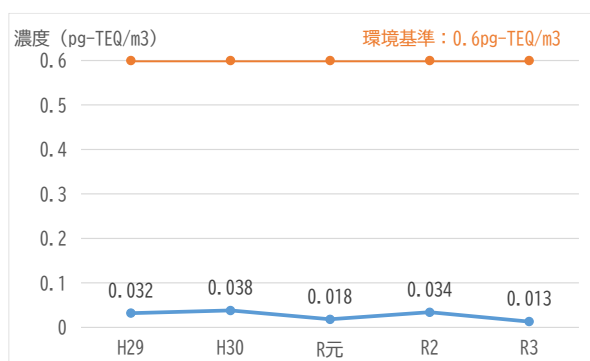
2. 生活環境

1) ごみ排出量

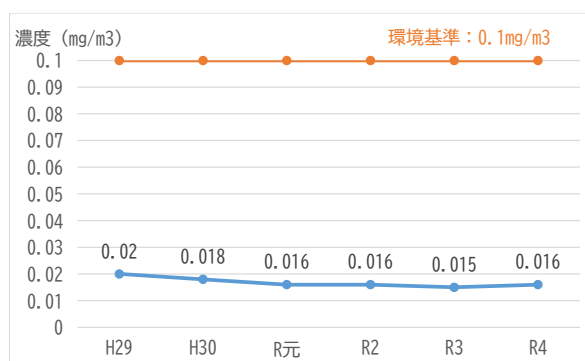
本市では、一般廃棄物の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・有害ごみ・資源物を分別収集、処理を行っています。令和4年度のごみ排出量は20,827トンで、前年度より7,539トン減少しました。一人当たりの排出量では、前年度より約96kg減少しています。

2) 大気

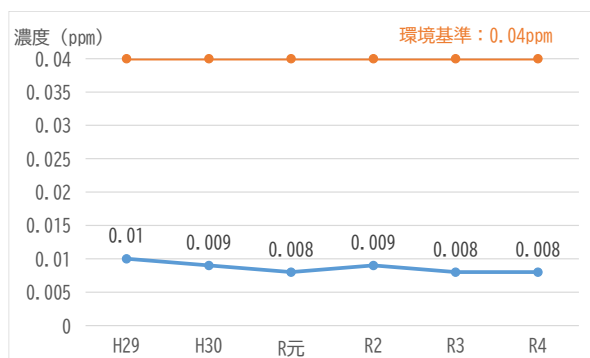
大気汚染物質であるダイオキシン類、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）、二酸化窒素（NO₂）、二酸化硫黄（SO₂）の濃度は、環境基準以下となっています。



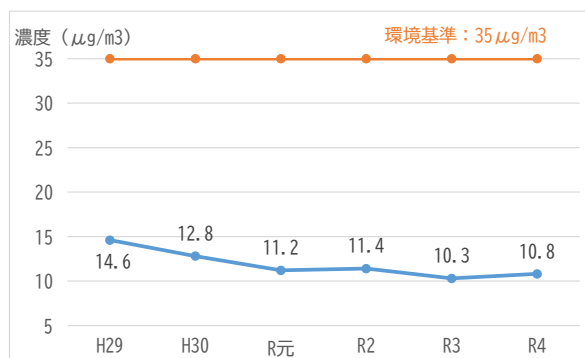
ダイオキシン類



浮遊粒子状物質（SPM）



二酸化窒素（NO₂）



微小粒子状物質（PM_{2.5}）

資料：環境課

3) 水質

本市では、市内を流れる忍川、長野落、北河原用水、左幹線用水路及び酒巻導水路の5河川で水質調査を行っています。調査項目は、水素イオン濃度指数（pH）、陰イオン界面活性剤（MBAS）、化学的酸素要求量（COD）、全窒素（T-N）、全リン（T-P）です。

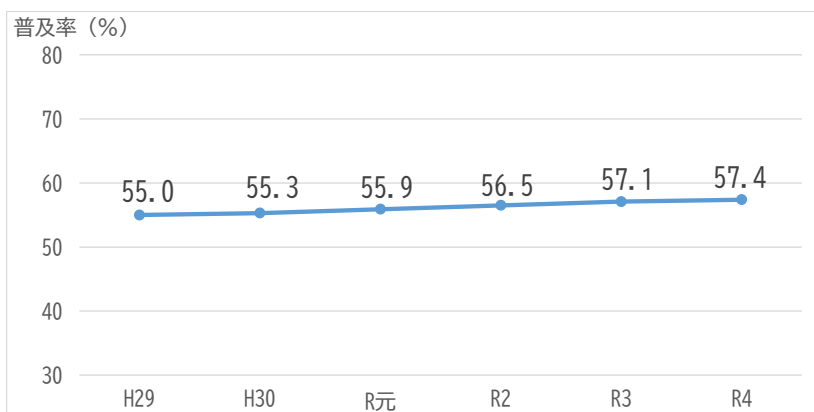
水質汚濁の指標となるCODの環境基準（湖沼5mg/L以下）達成率が40%であり、T-Nが10%、T-Pが0%の達成率となっており、多くの河川で環境基準が未達成となっています。

河川	採水位置	採水場所	pH				SS				BOD				
			水素イオン濃度指数				浮遊物質				生物化学的酸素要求量				
			R1	R2	R3	R4	R1	R2	R3	R4	R1	R2	R3	R4	
			—				mg/l				mg/l				
忍川	上流	八幡橋下													
	中流	小沼橋下	7.9	7.9	7.7	7.7	10.9	10.9	19.8	16.3	3.2	3.2	2.3	2.1	
	下流	堀切橋下													
長野落	上流	県立総合教育センター北側													
	中流	大竹橋下	7.7	7.7	7.7	7.6	17.2	17.2	23.5	37.8	8.0	8.0	8.7	4.8	
	下流	行田・鴻巣境													
北河原用水	上流	熊谷・行田境													
	中流	永寿荘北側	7.4	7.4	7.7	7.6	24.5	24.5	29.8	18.0	3.0	3.0	3.2	1.6	
	下流	行田・羽生境													
左幹線用水路	上流	流通センター南側													
	中流	消防署西分署前	8.4	8.4	8.2	8.8	33.8	33.8	38.4	29.3	2.3	2.3	2.5	3.8	
	下流	駒形会館前													
酒巻導水路	上流	北河原小学校北側													
	中流	谷郷ポンプ場東側	7.9	7.9	8.0	8.1	36.5	36.5	19.5	26.8	4.0	4.0	2.8	2.6	
	下流	環境センター東側													
		望ましい基準	6.5~8.5				50以下				5以下				

資料：環境課

4) 下水道

令和4年度の下水道普及率については、57.4%となっており、平成29年度と比較すると2.4%向上しています。



出典：下水道課

5) 土壌

令和4年度の土壌中ダイオキシン類（コプラナーPCBを含む）の調査結果は、見沼元塚公園で6.8pg-TEQ/g、持田南公園で7.3pg-TEQ/g、つるまき公園で0.68pg-TEQ/gであり、環境基準（1,000pg-TEQ/g）を大きく下回る結果となっています。

6) 騒音・振動

令和3年度の道路騒音の調査結果は、6地点のうち3地点で環境基準を達成しています。
また、工場や事業所などに対する苦情発生の際には、法律や条例に基づいて指導しています。

7) 地盤沈下

本市は埼玉県北東部地域に属し、加須低地及び中川低地と呼ばれる全国有数の軟弱地盤地帯であるため、多少の地下水域の低下でも地盤沈下への影響が現れやすいといわれています。昭和48年に観測を開始されて以降、10cmを超える最大沈下量が記録されるなど、埼玉県で最も沈下する地域です。しかし、昭和58年以降の沈下量は減少し、令和3年度は隆起に転じています。

行田市における水準基標変動状況

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
水準点数	総数	11	11	11
	無効	0	0	0
	有効	11	11	11
有効水準点の内訳	上昇	10	0	11
	不動	0	0	0
	沈下	1	11	0
有効水準点の沈下量の内訳	-1mm~-19mm	1	11	0
	-20mm~-39mm	0	0	0
	-40mm~-59mm	0	0	0
	-60mm~-200mm	0	0	0
有効水準点の変動量	最大(mm)※	-0.4	-4.6	2.7
	平均(mm)	1.6	-3.0	4.5

※地盤が隆起した場合については、隆起の最小値を記載

出典：埼玉県

8) 公害相談

令和4年度の相談件数は令和元年度に比べ、すべての項目で相談件数が減少しており、特に大気や悪臭に関する相談件数の減少が顕著となっています。

	公害相談件数						合計
	大気	騒音	振動	悪臭	水質	その他	
令和4年度	13	14	1	5	4	1	38
令和3年度	17	18	1	3	4	3	46
令和2年度	23	19	2	4	10	6	64
令和元年度	20	18	2	18	9	6	73

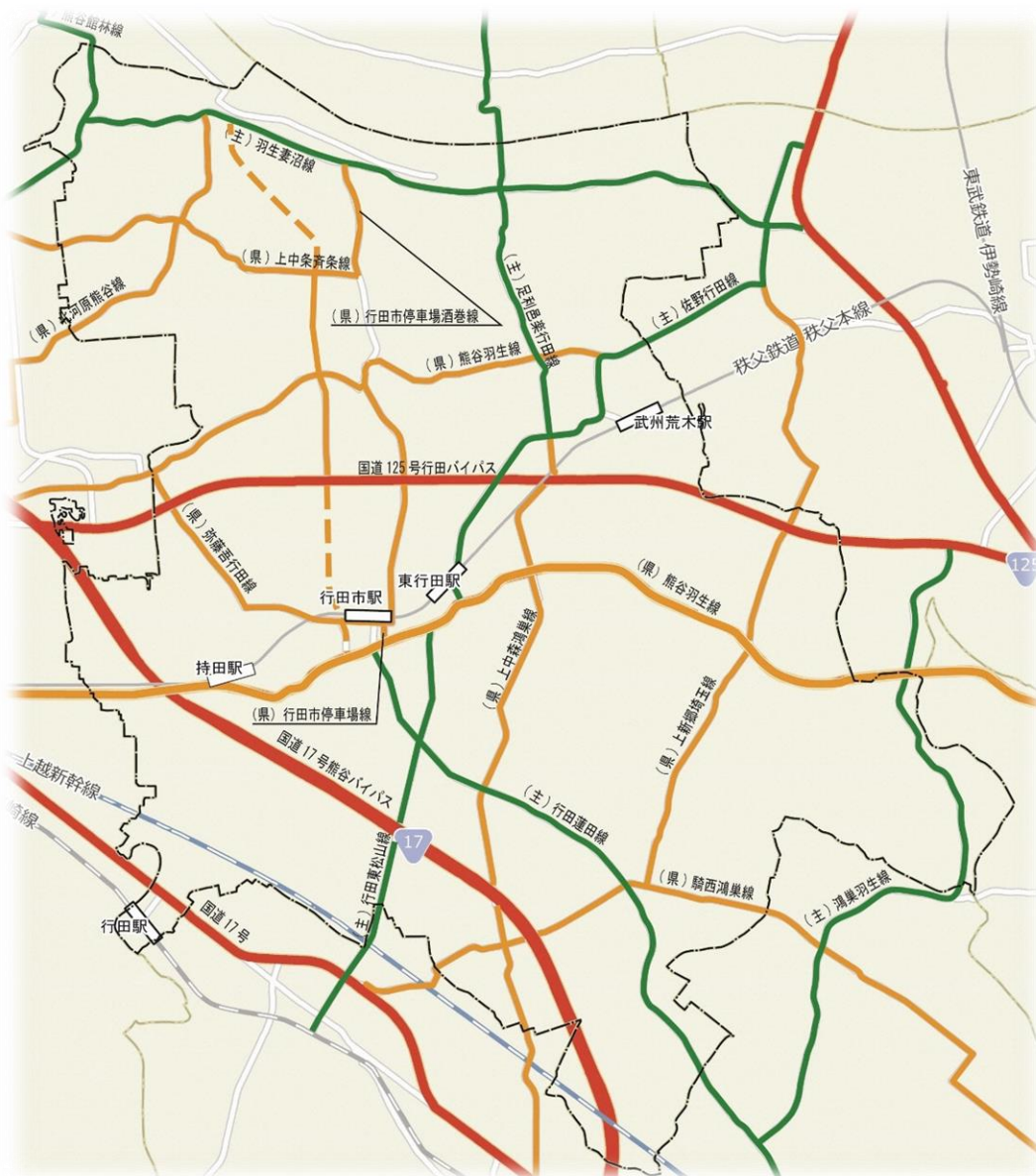
資料：環境課

9) 交通

道路は、首都圏と上越方面を結ぶ国道17号、埼玉県と千葉県を結ぶ国道125号が走り、主要地方道及び一般県道も整備されています。また、市外の東には東北縦貫自動車道、西には関越自動車道が通ります。

鉄道は、JR高崎線と秩父鉄道の2路線が乗り入れています。また、上越新幹線が本市を通過しています。

路線バスは、行田市内から熊谷駅及び吹上駅間、南河原地区及び北河原地区から熊谷駅間を運航しています。市内循環バスは、観光拠点循環コースをはじめ、6系統が市内各所を結んでいます。



24時間自動車類交通量（上下合計）：台

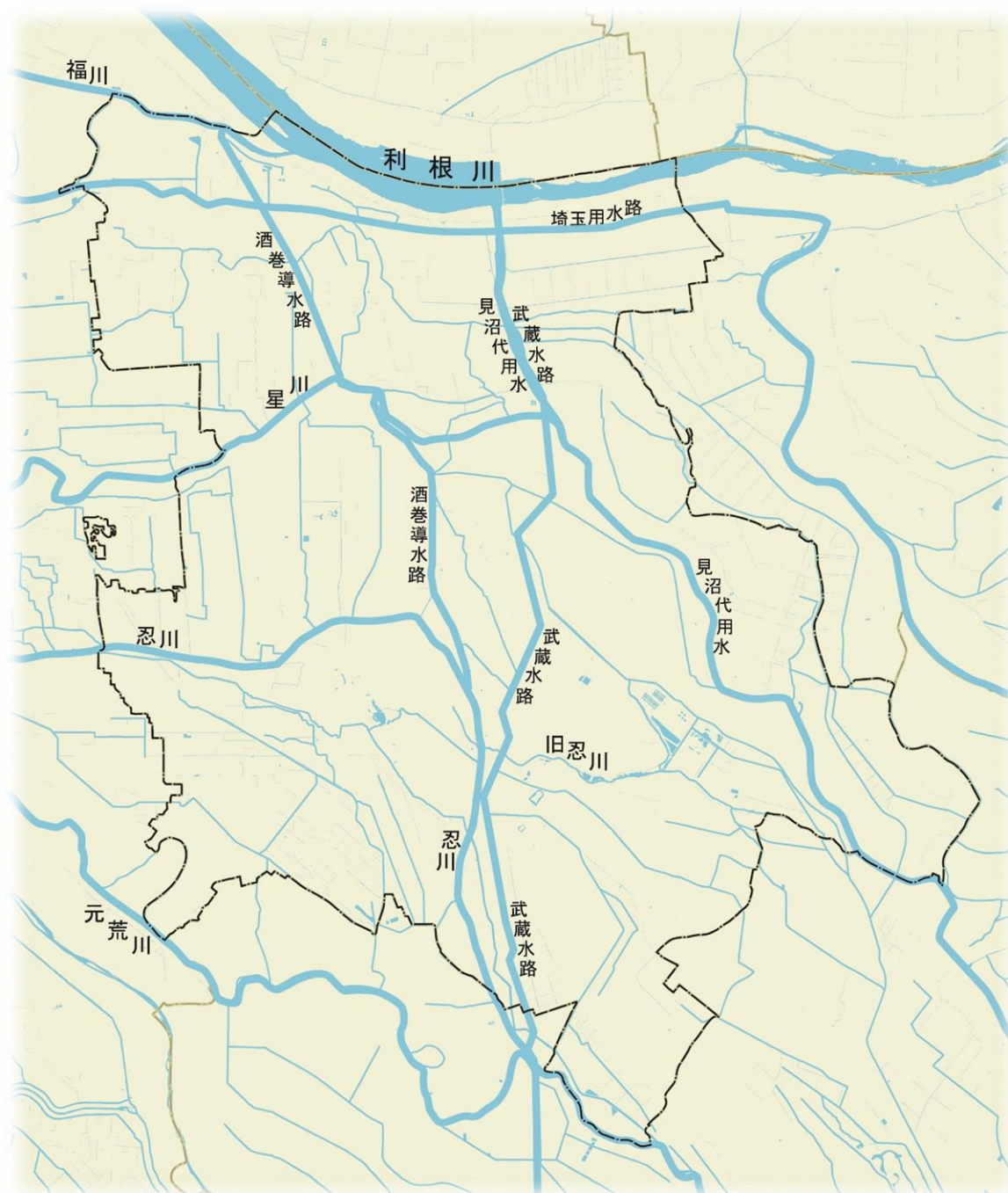
年	区分	一般国道 125号	足利邑楽 行田線	鴻巣 羽生線	羽生 妻沼線	行田 東松山線	熊谷 羽生線	騎西 鴻巣線	北河原 熊谷線	行田市 停車場 酒巻線	弥藤吾 行田線	上中条 斉条線
R3	小型車	15,134	7,092	7,637	5,672	11,331	4,026	5,930	1,195	5,848	1,578	2,021
	大型車	8,562	2,502	1,610	1,221	2,615	305	2,000	151	325	91	151
H27	小型車	16,465	7,593	7,437	5,299	11,194	3,345	6,182	1,418	5,508	1,656	2,226
	大型車	4,606	828	1,603	1,291	2,435	178	2,012	171	351	120	167

令和3年度及び平成27年度交通センサス

3. 自然環境

1) 河川

市内には、利根川、福川、星川、忍川、旧忍川、元荒川などの大小の河川や酒巻導水路、埼玉用水路などの幹線農業用水路、利根川と荒川をつなぐ武蔵水路が流れています。これら水路の水は隣接する周辺地域にも供給されており、重要な役割を果たしています。



2) 動植物

令和4年度に自然環境調査を実施したところ、植物13種、鳥類8種、爬虫類3種、昆虫類5種の希少種が確認されました。なかでもキタミソウは、環境省のレッドリスト(2020)で絶滅危惧Ⅱ類、埼玉県レッドデータブック2011植物編で絶滅危惧ⅠB類に選定されており、非常に貴重な植物となります。

一方で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に指定されるオオキンケイギク、アライグマ、クビアカツヤカミキリなども確認されています。これら外来生物は、在来動物の生息・生育に悪影響を与えるおそれがあります。

アライグマに関しては令和3年度で205頭、令和4年度で144頭の計画防除を実施、クビアカツヤカミキリに関しては令和3年度で1,936個体、令和4年度で3,970個体が報告され、急増しています。なお、オオキンケイギクについては、市報等にて注意喚起を実施しています。



オオキンケイギク



アライグマ



クビアカツヤカミキリ(成虫)

出典：埼玉県環境科学国際センター

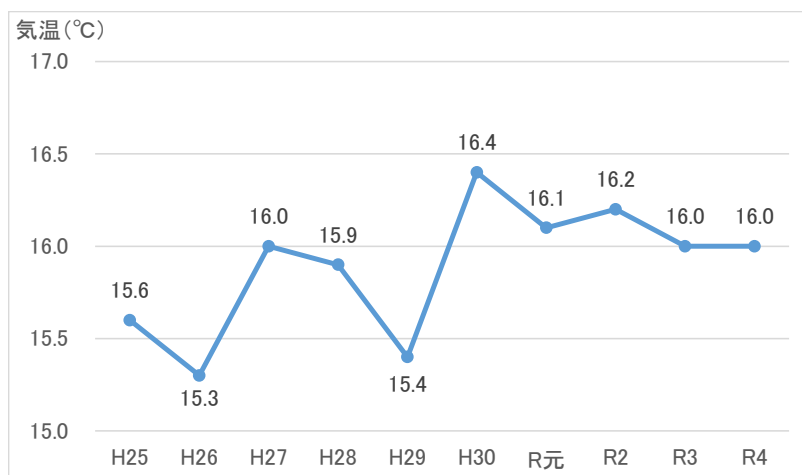


クビアカツヤカミキリの幼虫が出すフラス

4. 地球環境

1) 気温の変化

行田市近傍の気象庁熊谷気象台における年間日平均気温は、平成25年が15.6℃、令和4年16.0℃で上昇傾向が確認され、本市においても地球温暖化の影響が懸念されています。

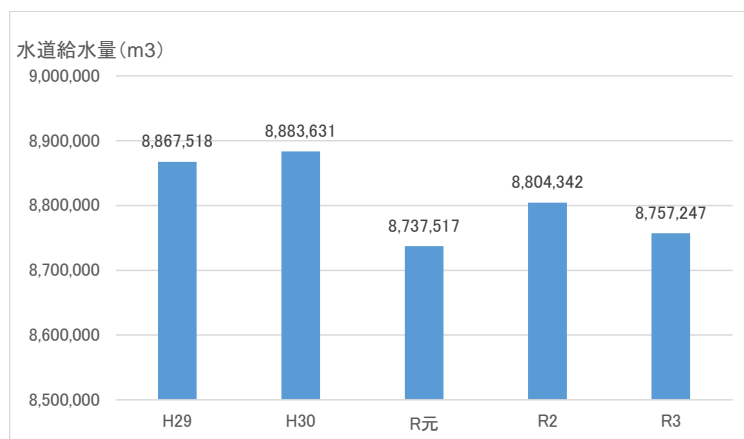


資料：熊谷気象台

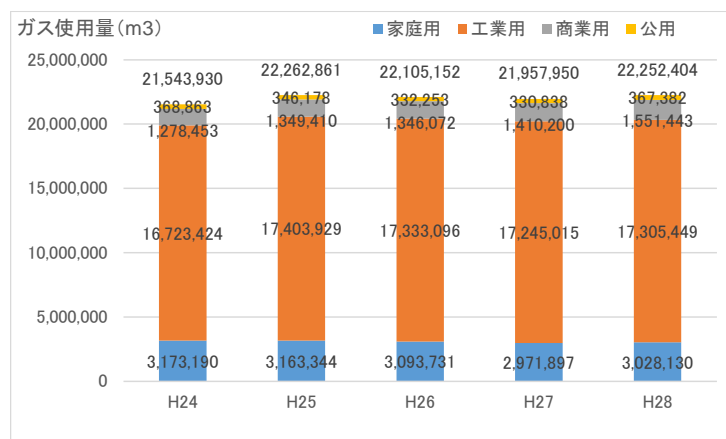
2) 水道・ガスの使用状況

水道供給量は、近年減少傾向を示しています。

都市ガスの販売量は、年度により若干の増減があるものの横ばいとなっています。



資料：統計ぎょうだ（水道課）



資料：統計ぎょうだ（東京ガス（株）熊谷支社）

※ 平成29年4月からのガス小売自由化に伴い、数値の把握が困難となったため、28年度以降未集計。

3) 太陽光発電の利用状況

太陽光発電システムの住宅への年間設置件数は、令和元年度の2,505件から令和3年度の2,774件と増加傾向にあります。

4) 代替エネルギーの利用

プラスチック製容器包装及び製品プラスチックについては、暫定的に新ごみ処理施設において、現在燃やせないごみから燃やせるごみに分類を変更し、焼却処理による熱エネルギーの回収「サーマルリサイクル」での代替エネルギー利用を行います。

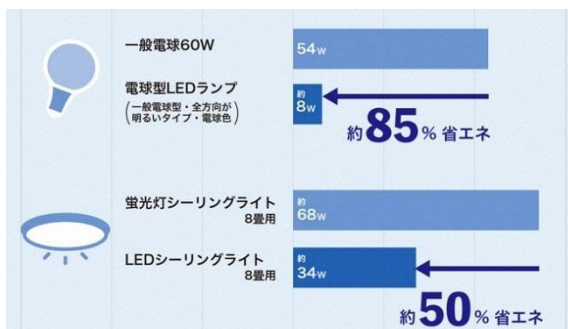
様々なエネルギー（電力）供給

発電の形態	概要	行田市での実施の可能性
再生可能エネルギー		
太陽光発電	シリコン半導体に光が当たることで電気が発生する特性を活かし全世界で普及。2020年の全発電量の8.5%を担う。	◎
風力発電	ブレード(羽)に風が当たることで風車を回し発電する。陸上・洋上でも発電できる。	×
水力発電	ダムなどで標高の高い場所から低い場所へ水を流し、水車を回すことで発電する。	×
バイオマス発電	動植物由来の再生可能資源を燃やすなどして蒸気タービンを回し発電する。全電力量の3.2%を担う。	△
地熱発電	地下のマグマを熱源とした蒸気による発電方法。常時発電できるメリットがある。	△
太陽熱利用	太陽の熱エネルギーを集めて熱媒体を温めることで給湯や冷暖房の運転エネルギーを作る方法。	○
温度差熱利用	地下水や河川水、下水などを熱源とする。熱源が身近にあり、近年注目されている。	○
地中熱利用	地面から200m程度の深さに溜まっている熱のことで、外気に左右されず利用可能。	○
雪氷熱利用	冬に降った雪や外気で凍らせた氷を保管しておき、冷熱が必要となる夏場に活用する方法。	×
原子力発電	東日本大震災以降、安全性が疑問視されてきたが、2030年実現を目指すエネルギーミックス水準で重要な主力電源となる。	×
石油・石炭・天然ガス	民間企業による自主開発の促進で、高効率火力発電の有効活用を進め、電源構成比率56%水準を目指している。	○
その他		
焼却施設	焼却処理による熱エネルギー回収による「サーマルリサイクル」を進め、現実的なエネルギー供給体制となる。	◎

凡例 ◎：既の実施 ○, △：実施の可能性はあるが施設整備に多くの資金が必要 ×：地域的に現実性がない

5) LED照明等への転換

より電力消費の少ないLED照明といった機器への転換を進めることにより、地球環境への負荷を可能な限り抑える必要があります。その他、積極的な低電力消費の家電等への切り替えも重要となります。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター (JCCCA)

5. 環境配慮活動

1) 緑化

本市では、身近な緑の保全として、市内に多く存する農地や工場、教育機関等での緑化の推進を図っています。

多面的機能交付金事業に関わる農地では、良好な農地環境を保全するとともに、冬季のグラウンド・カバー・クロープ（プランツ）などの導入により土壌の流失防止に併せ緑化に寄与しています。工場等の駐車スペースをインターロッキング化することで植物の生育を促すなど、様々な取組みがみられます。

なお、小中学校等の教育機関では、ゴーヤやかぼちゃなどによるグリーンカーテンの取組みも実施されています。

2) 市民団体の取組

本市では、様々な市民団体が環境配慮活動を行っています。その内、行田市市民公益活動団体として登録されている団体は以下のとおりです。

団体名	活動内容
行田ナチュラルリストネットワーク	<ul style="list-style-type: none">・行田の水辺の自然を象徴する「キタミソウ」の保護・前玉神社「ふるさとの森」の手入れ・星空観察会の開催・自然観察会の開催・行田の自然の調査、研究・行田の自然に関する刊行物の作成
古代蓮の里ホタルの会	<ul style="list-style-type: none">・ヘイケボタルの幼虫を育てて、古代蓮の里ホタルの川に放流・ホタルの棲める環境づくり
行田環境市民フォーラム	<ul style="list-style-type: none">・市内小学校5年生向けの環境出前学習・一般市民向けの公開学習会（年3回）の開催・埼玉県実施の「エコライフDAY」の参加支援（年2回、夏・冬）
NPO法人ふるさと創生クラブ	<ul style="list-style-type: none">・西小学校1年生下校付添パトロール・1, 2年生自然観察（当クラブビオトープ）支援・体育授業などの支援（昔の遊び）・青色パトロール車運行（週1回）・河川の浄化など（用水路、排水路）・夏休み、冬休みふるさと子ども教室

6. 市民意向

本計画を策定するにあたり、市民1,000名、事業所100社を対象としたアンケート調査を実施しました。回答率は、市民46.4%、事業所56.0%でした。設問は、市内の生活環境・自然環境全般について、それぞれの項目に関し満足度と重要度に分けて傾向を把握しようと設定しました。

実施期間：令和5年2月1日～令和5年2月21日

実施方法：調査票の郵送及びWEBアンケート

維持・継続目標	改善目標
<p>【満足度】 = 【重要度】</p> <p>満足度と重要度が同じ傾向を示しており、これらに関連する施策に関しては、維持または継続した目標設定が望まれます。</p>	<p>【満足度】 < 【重要度】</p> <p>満足度に比べ重要と考える市民の割合が高い傾向を示した項目は、改善を望む声と捉えることができます。これらの項目に関して改善につなげる目標設定が望まれます。</p>
<ul style="list-style-type: none">・自然の眺めの美しさ・緑地、農地など身近な緑の豊かさ・野生動植物の種類豊かさ・地域の歴史や文化	<ul style="list-style-type: none">・まち並みの美しさ・水辺のきれいさ・静けさ・におい・空気きれいさ・ごみの減量化・資源化対策・不法投棄対策・地球温暖化対策

環境問題への関心事項


環境問題への関心事項として19項目を複数回答としたところ、生活環境及び廃棄物問題への関心が上位を占める結果となりました。一方で、令和5年6月に条件付きでの特定外来生物に設定されたアメリカザリガニ等や、野生動植物に関する関心等については下位となっており、啓発の必要性が認められました。

【関心の高かった項目】

- 1 生活環境の美化
- 2 地球温暖化の問題
- 3 大気汚染や水質汚濁、騒音、悪臭による環境汚染
- 4 食品ロスの減量化
- 5 ごみの減量化や資源化

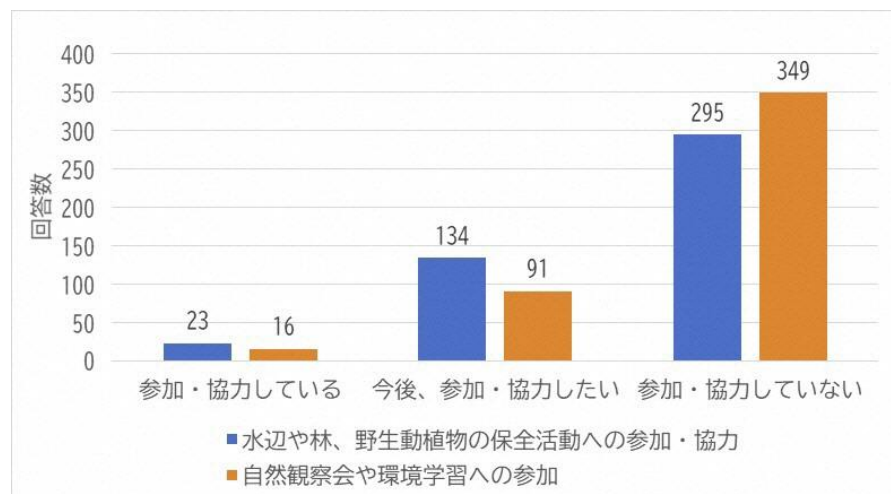
環境保全への取組み

環境保全への取組みでは、各家庭における意識が高いものの、事業者等が実施する取組みに対して行動が進んでいない結果となりました。ただし、今後協力したいとの回答割合が多いため、今後の啓発により取組みが進むと考えられます。

ごみの分別や減量化・資源化の徹底 リサイクル商品や詰め替え商品など環境にやさしい製品の利用 エコバッグの利用 マイボトルの利用	「協力している」又は「取り組んでいる」、「利用している」との回答がほとんどを占めています。
	
「日常生活における環境保全への取組み」に関する事業者への協力	“今後協力したい”の回答割合が多く、今後の啓発が必要です

各種アクティビティ・環境学習への参加・協力

野生動植物の保全活動や自然観察会・環境学習への参加及び協力については、参加・協力していない市民が最も多くみられます。様々な保全活動などの環境配慮行動は、人の意識向上によるところが大きいため、今後の啓発が必要と思われます。



第3章 計画の方向性

1. 望ましい環境像

○基本理念（行田市環境基本条例 第3条）

- ・潤いと安らぎのある豊かな環境の恵みを受け、環境が良好に将来の世代に引き継がれる
- ・全ての者が環境への負荷を低減し、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展する
- ・地球規模の環境問題の解決に寄与する取組みとして、あらゆる事業活動及び日常生活において推進する

○望ましい環境像

様々な資源が好循環することで、世代を越えた市民が輝く笑顔で生活できるまちの実現を目指し、望ましい環境像を以下の通り設定します。

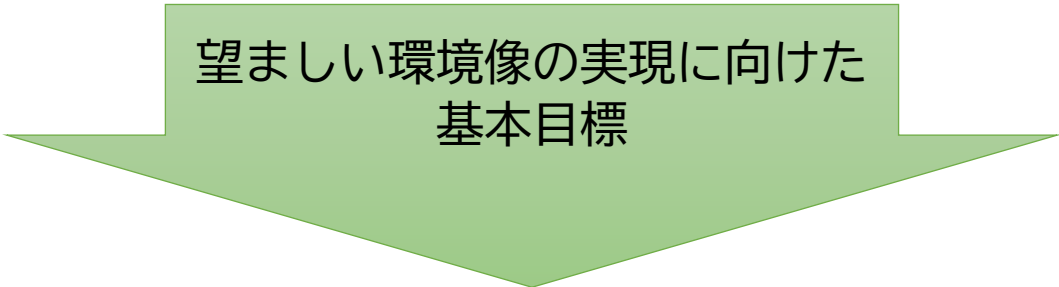
『世代を越えて笑顔と資源が好循環するまち 行田』

2. 基本目標

行田市の環境の現状やアンケート調査結果等、国・県の動向を踏まえ、基本目標を以下の通り設定します。

【望ましい環境像】

『世代を越えて笑顔と資源が好循環するまち 行田』



望ましい環境像の実現に向けた 基本目標

基本目標1 環境学習の促進による意識啓発と環境配慮行動の推進

市民の環境意識は、SDGsの広まりにより向上しつつあります。生活環境でのごみ問題や分別といった環境配慮行動をさらに促進するため、活発な環境学習を行うまちを目指します。

基本目標2 環境負荷の低減を目指す循環型社会づくりの推進

生活環境の快適性を確保し、廃棄物の減量化・資源化を推進し、環境負荷を低減した循環型社会を目指します。

基本目標3 環境にやさしいエネルギーへの転換による脱炭素社会づくりの推進

温室効果ガスの排出低減は喫緊の課題です。エネルギー消費の削減や再生可能エネルギーの活用など、環境にやさしいまちを目指します。

基本目標4 生物多様性の保全を目指した自然と共生する社会づくりの推進

河川から水田水域まで生物多様性豊かな自然環境がみられます。これらに市内で多数存在する古墳や公園などの歴史的・文化的資産を含めて守り、自然と共生する社会を目指します。

～第6次行田市総合振興計画～

将来都市像： いにしえと未来を紡ぐ 誇れるまち ぎょうだ

《まちづくりの基本理念》

人の絆：人口減少や少子高齢化が進む中、幅広い世代の「人の絆」を大切にしたまちづくり

地域の力：人と人の絆が集まると、それが「地域の力」となります。それぞれの地域が個性を磨き、魅力を高めるまちづくりを進めます。

まちの賑わい：地域の力が集まると、「まちの賑わい」に繋がります。地域の人や資源、文化などが行き交う、賑わいあるまちづくりを進めます。

《施策の大綱》

基本目標1 いきいきと暮らし 共に支え合う まちをつくる

基本目標2 未来をひらく 人材をはぐくむ まちをつくる

基本目標3 安全で安心して暮らせる まちをつくる

基本目標4 快適な住環境が整った まちをつくる

基本目標5 個性ある魅力を高める まちをつくる

行田市の環境の課題

- ・ 環境に関する意識の向上が必要
- ・ 市民、事業者及び市の相互連携が必要
- ・ 市民や事業者への環境に関する情報提供、発信が必要
- ・ 全ての市民、事業者、教育現場等において環境に配慮した取組が必要
- ・ 環境保全団体への支援を強化し、指導者の育成が必要
- ・ 地球温暖化、気候変動対策への取組推進が急務
- ・ 生活環境（大気、水、騒音・振動、悪臭等）のモニタリングと改善活動が必要
- ・ ごみの減量化に加え、分別収集の見直しや再資源化の推進が必要
- ・ 太陽光発電をはじめとする創エネルギーの推進が必要
- ・ 省エネルギー設備の導入を進め、限りある資源の有効活用が必要
- ・ 脱炭素社会に向けた市民、事業者への意識啓発が必要
- ・ 特定外来生物の防除対策の強化が必要
- ・ 自然環境の積極的な創出による生物多様性の保全が必要
- ・ 自然環境との共生に向けた意識啓発が必要

基本目標1へ

基本目標2へ

基本目標3へ

基本目標4へ

第4章 計画の施策

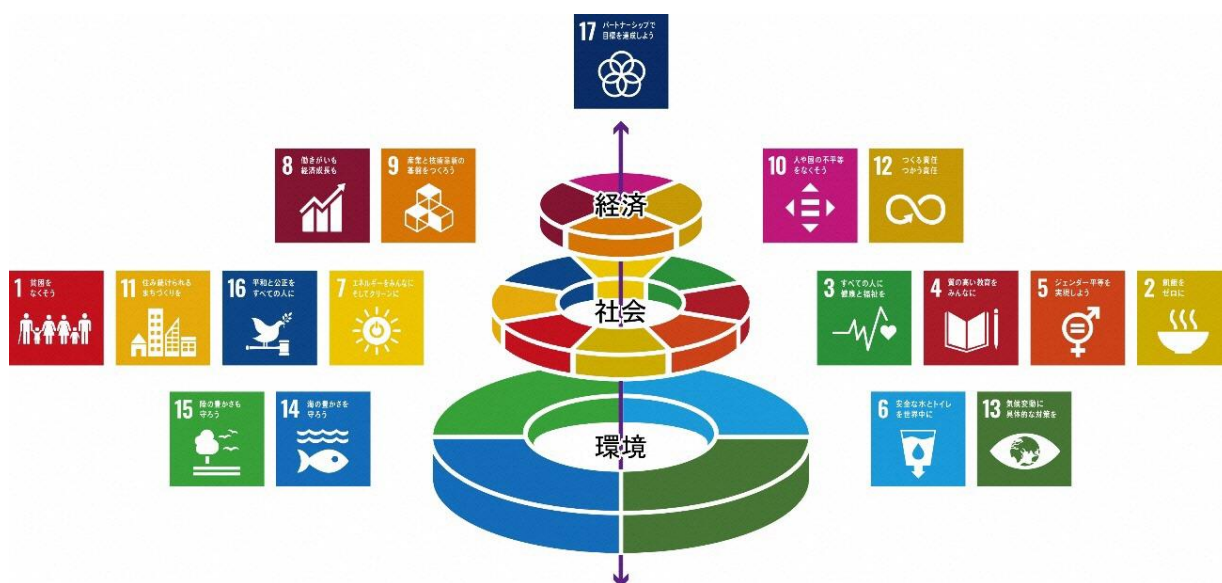
1. 施策の体系

基本目標	基本方針	主な施策	
基本目標1 環境学習の推進による意識啓発 と環境配慮行動の推進	1-1 市の環境配慮行動	市による環境配慮行動の推進	
	1-2 誰ひとり取り残さない 環境教育の充実 ★	多様な教育機関における環境 教育の推進 環境学習の普及啓発	
	1-3 市民・事業者の自主的 取組と多様な主体の協働	環境配慮活動の促進と情報発信 環境イベントの実施 環境配慮行動のリーダー育成	
基本目標2 環境負荷の低減を目指す循環型 社会づくりの推進	2-1 大気環境の保全	大気汚染物質の発生源対策	
		自動車排出ガスの抑制	
		有害物質の適正使用・排出抑制	
	2-2 水・土壌環境の保全	公共用水域の監視、汚濁防止 土壌・地下水汚染の防止 地盤沈下対策	
2-3 騒音・振動・悪臭の防止	騒音・振動・悪臭対策		
2-4 廃棄物の減量化・再資源化 ★	廃棄物の適正処理 廃棄物の再資源化の推進 4 R活動の啓発促進		
基本目標3 環境にやさしいエネルギーへの 転換による脱炭素社会づくりの 推進	3-1 気候変動・温暖化対策 ★	温室効果ガス排出量の削減 ゼロカーボンシティ宣言の実践	
	3-2 省エネルギーの推進	省エネルギー活動の普及 市による省エネルギー率先行動	
	3-3 創エネルギーの推進 ★	再生可能エネルギーの利用促進 代替燃料等の新エネルギーの導入	
基本目標4 生物多様性の保全を目指した 自然と共生する社会づくりの 推進	4-1 生物多様性の保全 ★	動植物の生息空間の創出 動植物の生息・生育実態の把握 外来生物の防除・駆除促進	
		4-2 緑地環境の保全	緑地環境の保全と緑化の推進 緑と触れ合う機会の創出
		4-3 水辺環境の保全・創出	水辺空間の美化・環境保全 親水環境の保全と創出
	4-4 環境に配慮した農業	環境保全型・有機農業の普及 地産地消・ブランド化の促進 農業体験・市民農園の促進	

★：マークのついている項目を重点的施策として取り組みます。

SDGs（持続的な開発目標）とは

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択され「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標で、世界中の誰もが豊かで安全な暮らしを持続的に営むことができる社会の実現を目指すものです。17の目標とそれぞれの目標を達成するための169のターゲットで構成されています。



基本目標との関連性

基本目標1 環境学習の促進による意識啓発と環境配慮行動の推進	4 質の高い教育をみんなに	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナーシップで目標を達成しよう
基本目標2 環境負荷の低減を目指す循環型社会づくりの推進	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を
基本目標3 環境にやさしいエネルギーへの転換による脱炭素社会づくりの推進	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	11 住み続けられるまちづくりを	13 気候変動に具体的な対策を
基本目標4 生物多様性の保全を目指した自然と共生する社会づくりの推進	11 住み続けられるまちづくりを	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう

2. 施策の内容

基本目標1 環境学習の促進による意識啓発と環境配慮行動の推進

1-1 市の環境配慮行動

○現状と課題

市民・事業者のSDGsの広まりは目覚ましいものがあります。そういった広まりをさらに加速させるため、市が率先して行動していくことが重要となります。また、市民（市民活動団体含む）・事業者は、市の環境配慮行動に対して協力していくことで、SDGsの内容が充実していくこととなります。

○市の役割

- ・市による環境配慮行動の推進

○市民・事業者の役割

- ・市民及び事業者
- ・市が取り組む環境配慮行動に対する協力、実践活動を実施

●環境指標

- ・市が実施する環境保全及び環境教育活動
- ・地域に愛着や誇りを感じている市民の割合
- ・若年層を対象とした講座の参加者数

市による環境保全活動

イベント名	時期	概要
ごみゼロ運動	令和4年5月15日 令和4年11月20日	市内清掃活動を行いました。
ごみ問題を考えるつどい	令和5年2月5日	「環境」をテーマとした講演を実施。
出前講座	令和3年5月24日	以下のテーマで出前講座を実施。 「みんなで考えるごみ問題の現在と未来」

資料：環境課

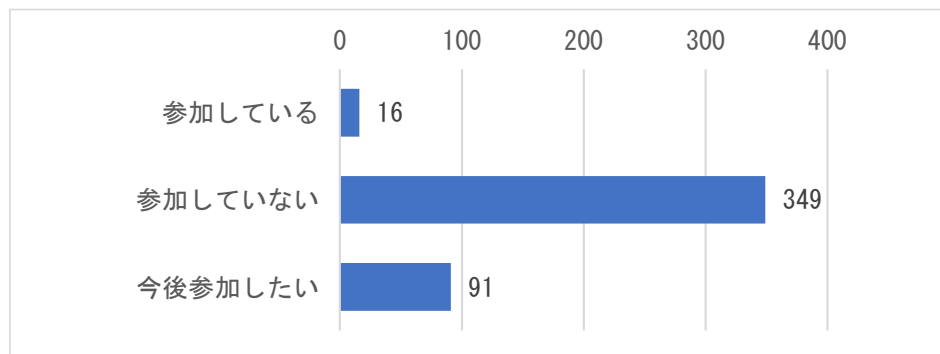
1-2 誰ひとり取り残さない環境教育の充実

重点施策

○現状分析のためのアンケート結果

【自然観察会や環境学習への参加】

参加していないと回答した市民が多数を占めましたが、「今後参加したい」との回答も一定数みられるため、今後の啓発により参加者の増をうかがわせる結果となりました。



アンケートの質問項目は「参加している」「参加していない」「今後参加したい」の3択により集計を行いました。

○現状と課題

現状、小学校をはじめとする学校の現場において環境教育を実施してきました。その取組みは着実に推進出来てきましたが、今後の課題は特別支援学校等に対しても範囲を広げ、子ども達全員が環境に関する学習の機会を得られるようにする必要があります。

○市の役割

- ・多様な教育機関における環境教育の推進
- ・環境学習の普及啓発

○市民・事業者の役割

【市民】	【事業者】
<ul style="list-style-type: none">・自然を学ぶ機会の創出、観察会、講演会等への積極的参加・市報やホームページ等の情報源の閲覧	<ul style="list-style-type: none">・従業員に対する環境教育の実施・専門知識を有した職員による環境学習の支援

●環境指標

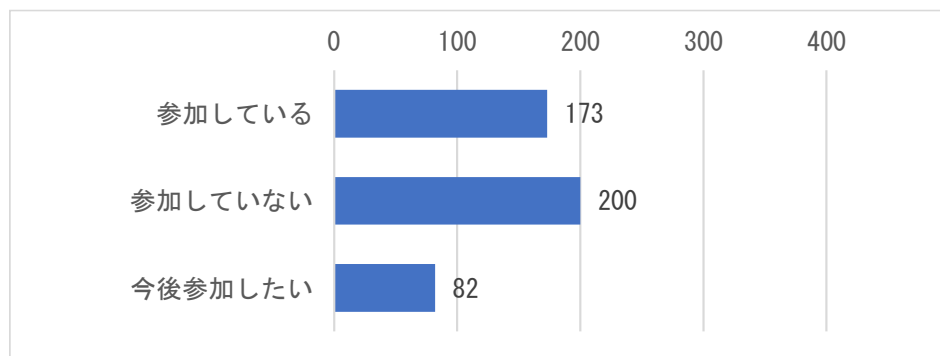
- ・環境教育実施校数
- ・環境に関する出前講座の実施数

1-3 市民・事業者の自主的取組と多様な主体の協働

○現状分析のためのアンケート結果

【地域における環境美化活動への参加】

地域における環境美化活動への参加に関しては、参加していないと回答した市民が多い結果となりました。「今後参加したい」との回答も多いため、参加への啓発により参加増が期待できる結果となりました。



アンケートの質問項目は「参加している」「参加していない」「今後参加したい」の3択により集計を行いました。

○現状と課題

市民・事業者の環境への関心や理解を深めるため、市では様々なメディアを使用して情報発信を行っています。様々な取組みや環境保全活動を通じて、多様な主体による自主的な協働が望まれます

○市の役割

- ・環境配慮活動の促進と情報発信
- ・環境イベントの実施
- ・環境配慮行動のリーダー育成

○市民・事業者の役割

【市民】	【事業者】
<ul style="list-style-type: none">・市報やホームページ等の情報源の閲覧・多様な主体が企画する環境保全活動の実施や環境イベントへの参加・環境に関する積極的な学習	<ul style="list-style-type: none">・多様な主体が企画する環境保全活動の実施や環境イベントへの参加、支援・社会貢献活動等による多様な連携

●環境指標

- ・行田市環境報告書の公表
- ・埼玉県環境教育アシスタント及び埼玉県環境アドバイザーの登録件数
- ・環境美化活動・環境保全活動に参加したことの市民の割合

基本目標2 環境負荷の低減を目指す循環型社会づくりの推進

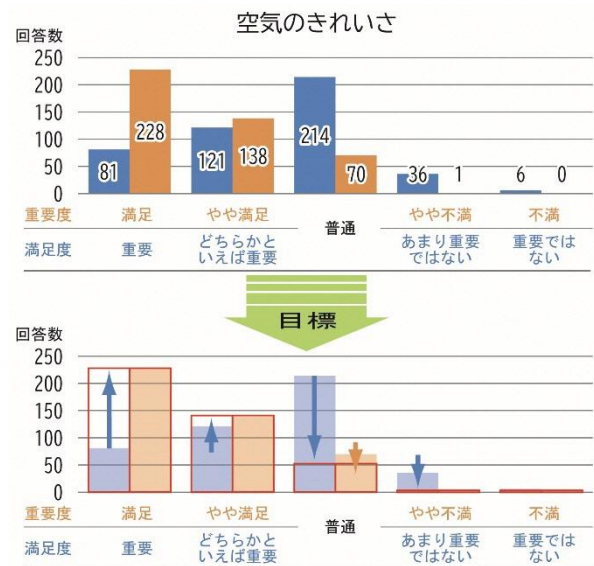
2-1 大気環境の保全

○現状分析のためのアンケート結果

【空気のきれいさ(空気中の物質に対する安全性)】

〔満足<重要〕

⇒ 重要だと考える方は多いものの、現状に対して満足度が低い状況です。生活環境に密接していることから、市民の関心が高く重点的に課題へ取り組むことが求められ、図中の目標値のように【満足=重要】となるよう、施策を設定する必要があります。



○現状と課題

ダイオキシン類をはじめとする測定項目は、いずれも環境基準を下回っていますが、野外焼却による市民からの公害相談件数は一定数みられます。また、有害物質を使用している事業者については、関係法令を遵守することはもちろん、適正管理が望まれています。

○市の役割

- ・ 大気汚染物質の発生源対策
- ・ 有害物質の適正使用・排出抑制
- ・ 自動車排出ガスの抑制

○市民・事業者の役割

【市民】	【事業者】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 野外焼却の防止 ・ HV車やEV車への切り替え ・ 公共交通機関の積極的利用 ・ 除草剤、殺虫剤などの使用量抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所での野外焼却の防止 ・ HV車やEV車への切り替え ・ 公共交通機関の積極的利用 ・ 有害物質の自主的な管理の徹底 ・ 除草剤、殺虫剤の使用量の抑制と有害性の低いものへの切り替え

●環境指標

- ・ 大気汚染物質の環境基準達成率
- ・ 公用車の低公害車などの導入台数
- ・ デマンドタクシーの利用件数

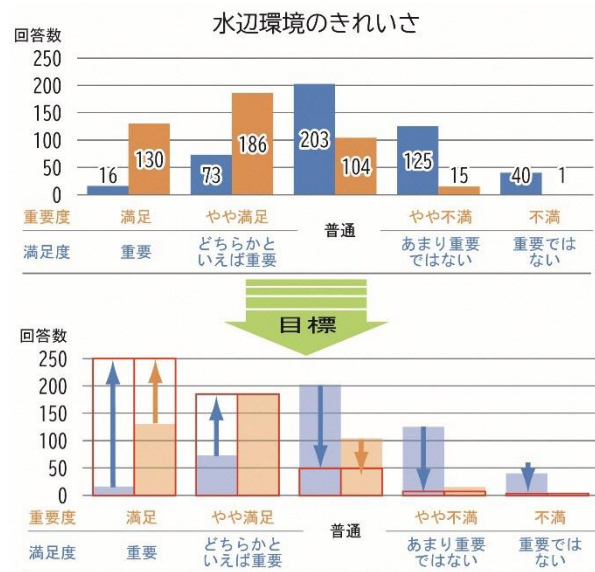
2-2 水・土壌環境の保全

○現状分析のためのアンケート結果

【水辺のきれいさ】

〔満足<重要〕

⇒ 重要だと考える方は多いものの、現状に対して満足度が低い状況です。生活・自然環境ともに密接しており、市民の関心が高く重点的に課題へ取り組むことが求められ、図中の目標値のように【満足=重要】となるよう、施策を設定する必要があります。



○現状と課題

河川の水質調査では、おおむね基準値内となっていますが、一部市内の測定地点で基準値を超えているため、今後の対策の検討が必要となります。土壌中のダイオキシン類は、環境基準を大きく下回り、良好な土壌環境が維持されています。

○市の役割

- ・ 公共用水域の監視、汚濁防止
- ・ 土壌・地下水汚染の防止 (地盤沈下対策)

○市民・事業者の役割

【市民】	【事業者】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用開始区間における公共下水道への接続促進 ・ 公共下水道計画区域外における合併処理浄化槽の設置 ・ 除草剤、殺虫剤などの使用量抑制 ・ 透水性舗装の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水規制の順守 ・ 水質事故未然防止対策と事故時の速やかな対応 ・ 産業廃棄物や化学物質などの適切な管理 ・ 除草剤、殺虫剤の使用量の抑制と有害性の低いものへの切り替え ・ 透水性舗装の推進

●環境指標

- ・ BOD環境基準達成率
- ・ 下水道普及率
- ・ 土壌中ダイオキシン類環境基準達成率
- ・ 透水性舗装の整備面積

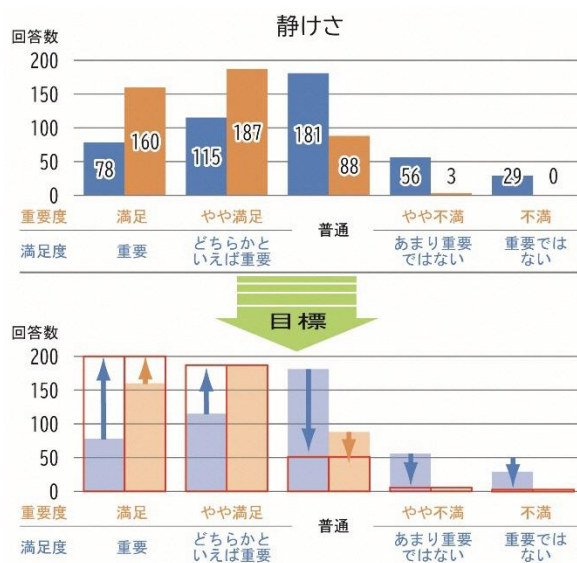
2-3 騒音・振動・悪臭の防止

○現状分析のためのアンケート結果

【静けさ（騒音や振動がない）】

〔満足<重要〕

⇒ 重要だと考える方は多いものの、現状に対して満足度が低い状況です。生活環境に密接していることから、市民の関心が高く重点的に課題へ取り組むことが求められ、図中の目標値のように【満足=重要】となるよう、施策を設定する必要があります。



○現状と課題

主に道路からの騒音は、市内6地点で交通量等に合わせた調査を実施しており、おおむね環境基準を達成しています。しかし、日常生活で不快感として影響を受けやすい感覚公害の性質を有する騒音・振動・悪臭については、令和4年度の市民からの相談件数は、騒音14件、振動1件、悪臭5件となっています。

○市の役割

- ・騒音・振動・悪臭対策

○市民・事業者の役割

【市民】	【事業者】
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭から発生する騒音や振動の抑制 ・自動車やバイクのマナーの向上 ・悪臭発生や野外焼却の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動、悪臭規制の遵守 ・周辺地域への騒音、振動、悪臭被害の防止 ・事業所所有の車両運転に関するマナーの向上

●環境指標

- ・道路騒音の環境基準達成率
- ・野外焼却相談件数

2-4 廃棄物減量化・再資源化

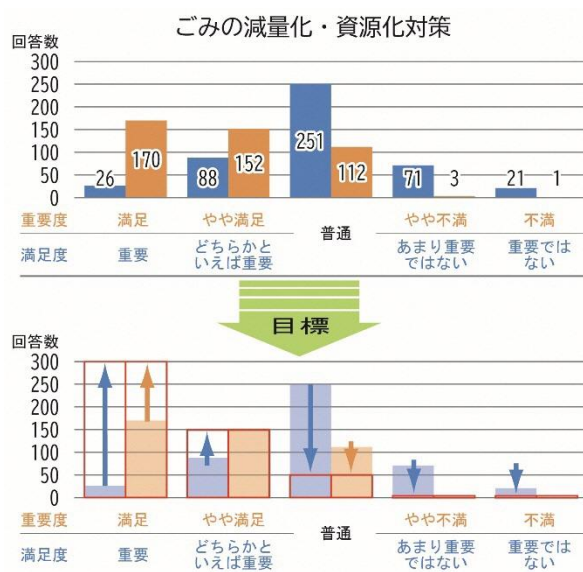
重点施策

○現状分析のためのアンケート結果

【ごみの減量化・資源化対策】

〔満足<重要〕

⇒ 重要だと考える方は多いものの、現状に対して満足度が低い状況です。生活に密着したごみ対策のため市民の関心が高く、重点的に課題へ取り組むことが求められます。図中の目標値のように【満足=重要】となるよう、施策を設定する必要があります。



○現状と課題

ごみの総排出量は増加傾向を示していましたが、令和3年度で減少に転じました。しかしながら、ごみ集積所における未分別件数は、目標の令和5年度で220件以下に対して469件（令和3年度）と多い状態が続いています。また、廃棄物の再資源化とそれを促進するための4R活動の普及啓発も課題となります。

○市の役割

- ・ 廃棄物の適正処理
- ・ 廃棄物の再資源化の推進
- ・ 4R活動の啓発促進

○市民・事業者の役割

【市民】	【事業者】
<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの分別の徹底 ・ 4R活動の推進 ・ ペットの糞の持ち帰りの徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の適正処理 ・ 4R活動の推進 ・ リユース、リサイクルしやすい商品の開発・販売

●環境指標

- ・ 再生利用率（焼却灰等の減量化を含む）
- ・ 不用品情報の利用件数

基本目標3 環境にやさしいエネルギーへの転換による脱炭素社会づくりの推進

3-1 気候変動・温暖化対策

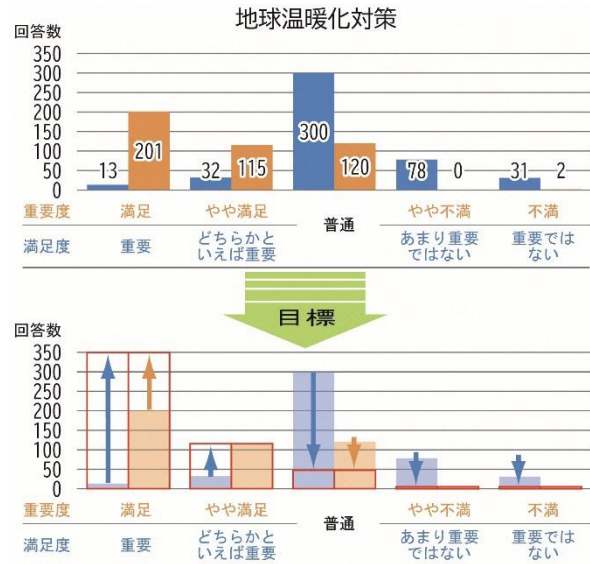
重点施策

○現状分析のためのアンケート結果

【地球温暖化対策】

〔満足<重要〕

⇒ 重要だと考える方は多いものの、現状に対して満足度が低い状況です。生活・自然環境など全般で密接していることから、市民の関心が高く重点的に課題へ取り組むことが求められ、図中の目標値のように【満足=重要】となるよう、施策を設定する必要があります。



○現状と課題

気候変動・温暖化対策は喫緊の課題として広く知られるようになりました。様々な取組みの啓発を実施するとともに、ゼロカーボンシティ宣言に基づいた市・市民・事業者が一体となった取組が望まれています。

○市の役割

- ・ 温室効果ガス排出量の削減
- ・ ゼロカーボンシティ宣言の実践

○市民・事業者の役割

【市民】	【事業者】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガス排出量削減の取組 ・ 省エネルギー製品の購入 ・ 公共交通機関の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CO₂排出量削減に向けた取組 ・ 省エネルギー設備、車両の導入 ・ ISO14001 など環境管理システムの導入 ・ 公共交通機関の利用

●環境指標

- ・ 公共施設の温室効果ガス総排出量
- ・ 市内循環バス利用者数

3-2 省エネルギーの推進

○現状分析のためのアンケート結果

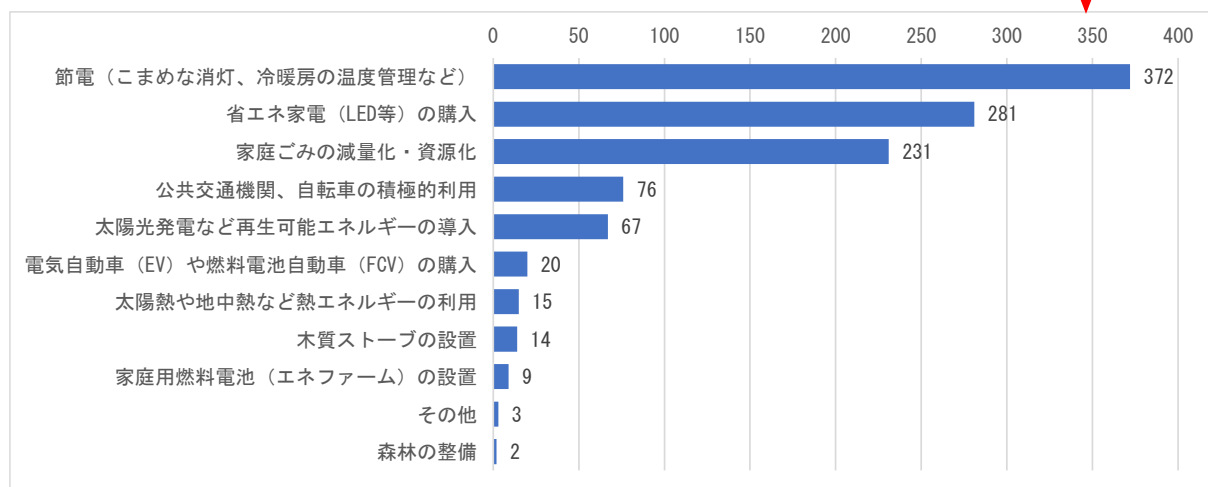
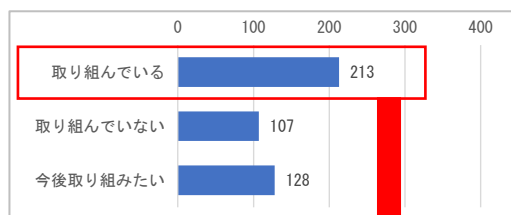
【日常生活における地球温暖化対策の実施】

日常生活における地球温暖化対策の実施に関しては、取り組んでいる又は今後取り組みたいと回答した市民が多くを占め、地球温暖化対策に関する関心の高さをうかがわせました。

「取り組んでいる」と回答した方の内、節電や省エネ家電の購入が多くを占める結果となりました。

アンケートの質問項目は「参加している」「参加していない」

「今後参加したい」の3択により集計を行いました。



○現状と課題

エネルギーの課題は、日常生活や身近なところから実施可能な課題と言えます。これまでのように照明のLED化や節電行動、HV車は一般的になりましたが、EV車やFCV車への切り替え等を促進する必要があります。このような行動は、市民・事業者のみならず、市による率先した行動により啓発を推進する必要があります。

○市の役割

- ・省エネルギー活動の普及
- ・市による省エネルギー率先行動

○市民・事業者の役割

【市民】	【事業者】
<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー活動の実施 ・省エネルギー製品への切り替え 	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー活動の実施 ・省エネルギー設備の導入

●環境指標

- ・公共施設の電気使用量
- ・CO₂排出量

3-3 創エネルギーの推進

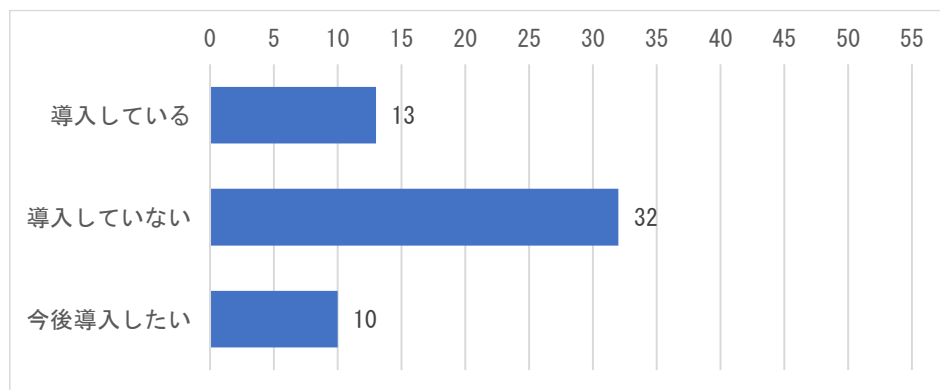
重点施策

○現状分析のためのアンケート結果

【太陽光発電や太陽熱、地中熱などの再生可能エネルギーの導入】

太陽光発電や太陽熱、地中熱などの再生可能エネルギーの導入に関しては、導入していないと回答した事業者が約6割であり、導入している又は今後導入したいとの回答を合わせ約4割となりました。設備導入に際するコストの関係もあり、多角的に対応していく必要性をうかがわせる結果となりました。

アンケートの質問項目は「導入している」「導入していない」「今後導入したい」の3択により集計を行いました。



○現状と課題

本市における創エネルギーは、太陽光発電システム及び太陽熱温水システムの普及が挙げられます。この再生可能エネルギー普及の動向をさらに推進するとともに、近年開発が進みつつある代替燃料等の新エネルギーを見据えた幅広い創エネルギーの推進が望まれます。

○市の役割

- ・再生可能エネルギーの利用促進
- ・新ごみ処理施設整備での「エネルギー回収型廃棄物処理」の推進
- ・代替燃料等の新エネルギーの導入

○市民・事業者の役割

【市民】	【事業者】
・太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入	・太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入 ・代替燃料等の新エネルギー導入検討

●環境指標

- ・太陽光発電システムの住宅設置率

基本目標4 生物多様性の保全を目指した自然と共生する社会づくりの推進

4-1 生物多様性の保全

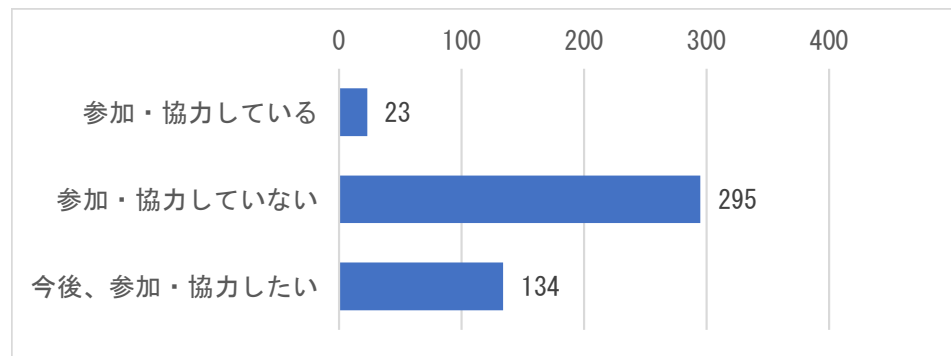
重点施策

○現状分析のためのアンケート結果

【水辺や林、野生動植物の保全活動への参加・協力】

水辺や林、野生動植物の保全活動への参加・協力に関しては、参加・協力していないと回答した市民が多かったものの、今後、参加・協力したいとの回答も多く、今後の啓発により参加・協力者の増加をうかがわせる結果となりました。

アンケートの質問項目は「参加・協力している」「参加・協力していない」「今後参加・協力したい」の3択により集計を行いました。



○現状と課題

様々な開発により動植物の生息・生育空間が減少しつつあります。ビオトープの設置することにより生物多様性の維持、保全が望まれています。また、オオキンケイギクやアライグマ、クビアカツヤカミキリといった外来動植物の駆除を行い、生物多様性の保全を図る必要があります。

○市の役割

- ・動植物の生息・生育空間の創出
- ・動植物の生息・生育実態の把握
- ・外来生物の防除・駆除促進

○市民・事業者の役割

【市民】	【事業者】
<ul style="list-style-type: none">・動植物の生息、生育環境の維持・在来、外来の動植物に対する意識の向上・除草剤等の使用抑制	<ul style="list-style-type: none">・動植物の生息・生育環境の保全・除草剤、殺虫剤等の使用量の抑制・特定外来生物への正しい理解

●環境指標

- ・希少種の種数
- ・外来種（アライグマ、クビアカツヤカミキリ）駆除件数

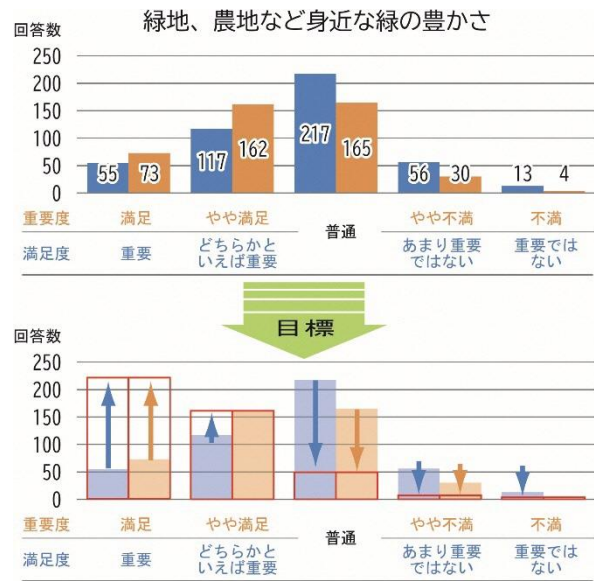
4-2 緑地環境の保全

○現状分析のためのアンケート結果

【緑地、農地など身近な緑の豊かさ】

〔満足・重要<普通〕

⇒ 現状に対する満足度が低く、重要と考えている方も少ない状況です。市民意識の醸成を図ることにより、図中の目標値のような【満足=重要】となるよう、施策を設定する必要があります。



○現状と課題

市民生活にうるおいを与える緑地環境は、ヒートアイランド現象の緩和等へも寄与します。さきたま古墳公園や水城公園、古代蓮の里等の大規模公園に加え、屋敷林や社寺林等と水田環境の連続性が生物多様性の保全に有効であるため、保全が望まれています。また、それらの自然環境に触れ、観察する機会の創出が課題となっています。

○市の役割

- ・ 緑地環境の保全と緑化の推進
- ・ 緑と触れ合う機会の創出

○市民・事業者の役割

【市民】	【事業者】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋敷林や社寺林の保全 ・ 身近な公園の緑化活動への参加 ・ 動植物に対する意識の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所内における緑地の保全と拡充

●環境指標

- ・ 緑化率

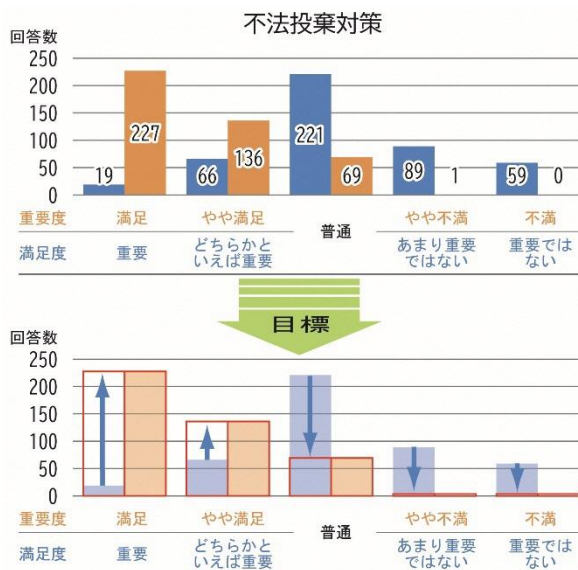
4-3 水辺環境の保全・創出

○現状分析のためのアンケート結果

【不法投棄対策】

〔満足<重要〕

⇒ 重要だと考える方は多いものの、現状に対して満足度が低い状況です。生活環境に密接した不法投棄ということからも、市民の関心が高く重点的に課題へ取り組むことが求められ、図中の目標値のように【満足=重要】となるよう、施策を設定する必要があります。



○現状と課題

市内に流れる利根川や忍川をはじめとする豊かな水辺環境では、多くの動植物が確認されています。特に星川ではキタミソウが確認されており、保全が望まれています。一方、河川環境への不法投棄がみられるため、対策が課題となります。

○市の役割

- ・水辺空間の美化・環境保全
- ・親水環境の保全と創出

○市民・事業者の役割

【市民】	【事業者】
<ul style="list-style-type: none"> ・水辺空間の保全 ・居住地域周辺の不法投棄監視と通報 ・親水空間の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺空間の保全 ・河川等の美化活動への参加

●環境指標

- ・希少種の確認種数
- ・キタミソウの生育確認



キタミソウ

4-4 環境に配慮した農業

○現状と課題

農業経営が厳しさを増す中ではあるものの、環境に配慮した農業への社会的要望が強くなっており、市内では環境保全型農業（化学合成農薬5割減、化学肥料5割減）が9.8％、有機農業の実施面積が3.6％で営まれています。また、これら農産物の地産地消の普及や農業体験等の促進について望まれています。

○市の役割

- ・環境保全型・有機農業の普及
- ・農業体験・市民農園の促進
- ・地産地消の普及

○市民・事業者の役割

【市民】	【事業者】
<ul style="list-style-type: none">・地元産食材の利用・農業体験への参加	<ul style="list-style-type: none">・農業の担い手の育成・付加価値の高い農産物や加工品の生産・環境保全型農業の実施

●環境指標

- ・エコファーマー認定数
- ・直売所の販売額
- ・耕作放棄地面積
- ・農業体験イベント参加者数

第5章 地域気候変動適応計画

ここでは、世界的かつ喫緊の環境課題である気候変動に対応するため、気候変動の適応に関する本市の「地域気候変動適応計画」を示します。

1. 気候変動の適応に関する基本的な考え方

① 国や県の影響評価結果

政府は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第7条の規定により、「気候変動適応計画」を策定するとともに同法第8条の規定による見直しを令和3（2021）年10月に行いました。「気候変動適応計画」では、「農業・林業・水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」の7つの分野について、気候変動の影響に関して現状と将来の影響と適応の基本的な施策が示されました。

環境省は、おおむね5年ごとに国全体の「気候変動影響評価（気候変動適応法第10条）」を行っており、前述した7分野の細目71項目について既存の文献や気候変動及び予測結果等を活用し、「重大性」「緊急性」「確信度」の観点から評価を行っています。

県では、国の「気候変動適応計画」や「気候変動影響評価」を踏襲しつつ、県独自の気候変動適応計画を策定しています。

本市では、これら国及び県の計画との整合性を図り、本市における自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するため地域気候変動適応計画を策定しました。

気候変動影響評価の主要7分野



【出典：環境省「気候変動適応情報プラットフォーム」サイトより】

② 本市で進めるべき対策の分野

本市の地域特性を考慮しつつ、気候変動に適応していくため、国の気候変動影響評価手法を踏襲し、次の2つの観点から今後重点的に取り組む分野及び項目を選定しました。

本市における重要性の選定理由

- 【ア】国の日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について、重大性、緊急性、確信度が特に大きい、あるいは高いと評価される項目
 【イ】国の影響評価により、本市においても気候変動によると考えられる影響が既に生じている、あるいは地域特性を踏まえて重要と考えられる分野及び項目

分野	大項目	小項目	国の影響評価2020			行田市
			重大性	緊急性	確信度	重要性
農業・林業・水産業	農業	水稻	○	○	○	ア
		野菜等	◇	○	△	イ
		果樹	○	○	○	ア
		病虫害・雑草等	○	○	○	ア
		農業生産基盤	○	○	○	ア
	水産業	内水面漁業	○	○	△	
水環境・水資源	水環境	湖沼・河川	○	△	△	イ
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	○	○	○	ア
		野生鳥獣の影響	○	○	□	イ
	淡水生態系	湖沼・河川	○	△	□	イ
	分布・個体群の変動		○	○	○在来種 △外来種	イ
自然災害	河川	洪水・内水	○	○	○	ア
	その他	強風等	○	○	△	イ
健康	暑熱	死亡リスク等	○	○	○	ア
		熱中症等	○	○	○	ア
	感染症	節足動物媒介感染症	○	○	△	イ
市民生活・都市生活	都市インフラ・ライフライン等	道路・交通等	○	○	○	ア

【重大性】	○：特に重大な影響が認められる	◇：影響が認められる	－：現状では評価できない	
【緊急性】	○：高い	△：中程度	□：低い	－：現状では評価できない
【確信度】	○：高い	△：中程度	□：低い	－：現状では評価できない

2. 将来の気候変動影響と主な対策

ここでは、「(1) 適応に関する基本的な考え方」で選定した分野項目について、これまでに生じている影響、将来予測される影響及び影響に対する適応策を記載します。

なお、適応策は、計画策定時点での「将来予測される影響」に基づくものであるため、各研究機関等と連携しながら、より適した対策の検討を進め、適宜見直していくこととします。

○農業・林業

a 水稲

<これまでに生じている影響及び将来予測される影響>

環境省影響評価報告書では、既に全国で気温の上昇による白未熟粒の発生や一等米比率の減少による品質の低下等の影響が確認され、一部の地域や極端な高温年には収量の低下も見られると報告されています。将来的には、白未熟粒や胴割れの発生等による品質低下の増加が懸念されます。

環境省の「環境研究総合推進費S-8温暖化影響評価・適応施策に関する総合的研究」では、コメ収量についての将来予測を行っており、RCP8.5シナリオで収量を重視した場合は、すべての気候モデルにおいて収量が増加すると予測されています。

<影響に対する適応策>

短期的には、水・施肥管理の徹底・最適化等の栽培管理の高度化や変更を進めつつ、長期的には栽培管理の継続的な最適化に加え、高温耐性のある新品種の開発状況を把握し、導入の検討に向け、適切な情報提供を進める必要があります。

b 野菜等

<これまでに生じている影響及び将来予測される影響>

生育期間の高温化により、全国的に露地野菜の収穫期の早期化や生育障害の発生頻度の増加が見られ、生育期間の高温化によるイチゴをはじめとする野菜の花芽分化の遅滞等が報告されています。果菜類では高温多雨等による着果不良や生育不良等が報告されています。また、害虫のハムシ類、カメムシ類、ヨコバイ類等の被害が増加するおそれがあります。

<影響に対する適応策>

露地野菜では、適正な品種選択や栽培時期の調整、病虫害の適期防除等を行うことにより、安定供給を図る必要があります。施設野菜では、高温対策として換気・遮光を適切に実施するほか、地温抑制マルチや細霧冷房、循環扇等の導入の推進に取り組む必要があります。

高温に由来する病虫害等の情報を収集し、適切な情報提供に努めます。

c 果樹

<これまでに生じている影響及び将来予測される影響>

影響評価報告書では、果樹は気候への適応性が非常に低い作物で他の作物に先駆けて、温暖化の影響が現れていると報告されています。ナシの産地では秋冬季に花芽の耐凍性が十分に高まらないことで発芽不良を引き起こすことや、ブドウの産地では巨峰等に赤熟れと呼ばれる着色不良、カキの産地では果実軟化や着色遅延、リンゴの産地では着色不良や日焼け等、近年の温暖化に起因する障害がほとんどの樹種や地域に及んでいるとされています。

<影響に対する適応策>

ブドウでは果実の着色を向上させる環状はく皮の導入や、着色の影響が無い「シャインマスカット」等の青系品種への転換及び導入が進んでいます。

果樹は永年作物であり、成長するまでに一定期間を要することや需給バランスの崩れからも価格の変動を招きやすいことから、本市においても他の作物と比較し長期的視野に立って対策を講じていくことが不可欠です。

d 病害虫

<これまでに生じている影響及び将来予測される影響>

影響評価報告書では、気温の上昇により、害虫の分布域の拡大や年間世代数及び発生量の増加、発生盛期の変化をもたらす可能性があるとして報告されています。病害についても、気温の上昇による発生地域の拡大、発生量の増加が想定されます。

<影響に対する適応策>

国内における病害虫の発生状況や被害状況を的確に把握し、本市においても関係機関と連携しながら気候変動に対応した病害虫防除体制の確立に努めます。

e 農業生産基盤

<これまでに生じている影響及び将来予測される影響>

影響評価報告書では、農業生産基盤に影響を与える降水量について、「多雨年」と「渇水年」の変動の幅が大きくなるとともに、雨が短期的にまとめて降る傾向が見られると報告されています。将来的には6月から10月で全国的な洪水リスクが増大すると予測されています。また、降雨強度の増大で洪水による農業生産基盤への影響は低地水田ほど湛水時間が長くなり、被害に遭う状況となることが予測されます。

<影響に対する適応策>

排水路等の整備により農地の湛水被害の防止に努めます。また、強風及び突風等による災害の増加も想定されるため、災害に強い低コスト耐候性ハウスの導入の推進にも努めます。

○水環境

a 湖沼・河川

<これまでに生じている影響及び将来予測される影響>

影響評価報告書では、全国265観測地点のうち夏期は76%、冬季は94%で水温の上昇傾向が確認され、水温の上昇に伴う水質の変化が指摘されていると報告されています。湖沼では、将来水温の上昇がアオコの発生の長期化につながると予測されています。

<影響に対する適応策>

気候変動と水質の変化、アオコの発生等との関係には長期的な分析が必要となり、研究機関と連携した把握に努めます。また、本市においても工場や事業所からの排水対策や家庭からの生活排水対策等、水質変化を起こさせない取組を進めます。

○自然生態系

a 自然林・二次林

<これまでに生じている影響及び将来予測される影響>

影響評価報告書では、自然林や二次林の分布適域の移動や拡大の現状について、各植生帯の南限及び北限付近における樹木の種類別の現存量の変化が確認され、気温上昇の影響によって、過去から現在にかけて落葉広葉樹が常緑広葉樹に置き換わった可能性が高いと考えられている箇所が国内で複数地域確認されています。

b 野生鳥獣の影響

野生鳥獣の影響については、日本全国でイノシシの分布が拡大しています。市街地及びその周辺では、カラスやイノシシ、ハクビシン等の被害が確認されるとともに、アライグマの出現もみられます。植物の開花時期や鳥をはじめとする動物の初鳴きの早期化等、動植物の生物季節の変動について多数の報告が確認されています。

<影響に対する適応策>

生態系への影響に対する適応策の基本は、モニタリングにより生態系と種の変化の把握を行うとともに、気候変動の要因によるストレスにも着目し、これらの影響の軽減や生態系ネットワークの構築により、気候変動に対する順応性の高い生態系の保全と回復を図る必要があります。

○自然災害

a 洪水・内水氾濫

<これまでに生じている影響及び将来予測される影響>

時間雨量50ミリメートルを超える短時間強雨や総雨量が数百ミリメートルから数千ミリメートルを超えるような大雨が発生し、全国各地で毎年のように甚大な水害が発生しています。

市内では下表に示す台風や落雷等の自然災害により、多くの河川が氾濫し床上又は床下浸水をはじめ、多くの被害が発生しています。

今後も、地球温暖化の影響と思われる気候変動への留意が必要になります。

<影響に対する適応策>

適応策としては、行田市防災マップの普及啓発と地域点検により、安全な避難措置の周知が重要となります。特に、情報の伝達や安全な避難所、避難経路の確保といった、的確な避難を可能にする体制を整える必要があります。さらに、浸水想定区域の住民においては、災害時の避難行動を事前に決めておく「マイタイムライン」を作成し、災害に備えるよう啓発することが必要になります。あわせて、市民の防災意識を高めることで自ら適切な判断ができるよう啓発することが重要となります。

b 強風等

<これまでに生じている影響及び将来予測される影響>

影響評価報告書によると、RCP8.5シナリオを前提とした研究では、21世紀後半にかけて、地域ごとに傾向は異なるものの、気候変動に伴う強風や強い熱帯低気圧が多く発生すると予測されています。本市においても強風による農業用ハウス等の被害が発生しています。

<影響に対する適応策>

気候変動に伴う強い台風に対しては、災害に強いハウスの導入や保証への加入を推進します。また、その気象状況を防災行政無線等で知らせるとともに、市民が自ら安全確保行動がとれるよう、啓発を進めます。

市内での自然災害（平成以降）

発生年月日	原因・分類	市内での被害状況
平成 3(1991)年 8月 20~21日	台風 12号	床上浸水 19戸、床下浸水 89戸、道路冠水 21ヶ所、忍川流域氾濫面積約 9.2 ㍏
平成 7(1995)年 8月 21日	雷雨	床上浸水 36戸、落雷火災 2ヶ所、道路冠水 14ヶ所
平成 8(1996)年 9月 22日	台風 17号	床上浸水 4戸、床下浸水 63戸、道路冠水 52ヶ所
平成 12(2000)年 7月 7日	台風 3号	床下浸水 3戸、道路冠水 14ヶ所
平成 16(2004)年 8月 7日	雷雨	床上浸水 2戸、床下浸水 8戸、道路冠水 8ヶ所
平成 18(2006)年 5月 20日	集中豪雨	床下浸水 7戸、道路冠水 13ヶ所
平成 23(2011)年 3月 11日	東日本大震災	震度 5強。負傷者 4名、住宅一部破損 985戸、漏水 10カ所、道路破損 2カ所、液状化 1ヶ所
平成 23(2011)年 7月 19~20日	台風 6号	床下浸水 13戸、道路冠水 42ヶ所
平成 25(2013)年 9月 15~16日	台風 18号・竜巻	全壊 8件、一部損壊 174件、その他 34件(物的 27件、倒木 7件)
平成 26(2014)年 2月 14~15日	大雪	人的被害 8件、全壊 3件、半壊 5件、一部損壊 137件、その他 336件(物的 308件、倒木 28件)
令和元(2019)年 10月 12~13日	台風 19号	床上浸水 55件、床下浸水 201件、非住宅の浸水 23件、自動車の浸水 187台、その他 24件、農業被害 60 ㍏

出典：行田市資料「過去の災害・資料(2022年1月)」

○健康

a 暑熱

<これまでに生じている影響及び将来予測される影響>

全国的に気温上昇による超過死亡（直接・間接を問わず、ある疾患により総死亡がどの程度増加したかを示す指標）が、高齢者を中心に増加傾向にあることが確認されています。また、1年間の真夏日（日最高気温が30℃以上の日）の日数が多くなると、熱中症死亡者数も増加する傾向にあります。熱中症は暑熱による直接的な影響の一つであり、気候変動との相関が強いと考えられています。熱中症による救急搬送人数、医療機関受診者数・熱中症死亡者数は、全国的に増加傾向となっています。

<影響に対する適応策>

救急、医療、教育、労働、スポーツ、観光、日常生活等の各場面において、気候情報及び暑さ指数（WBGT）の提供や注意喚起、予防・対処法の普及啓発、発生状況等に係る情報提供等を適切に実施します。

b 感染症

<これまでに生じている影響及び将来予測される影響>

デング熱等の感染症を媒介する蚊（ヒトスジシマカ）の生息域が東北地方北部まで拡大しているほか、蚊媒介感染症の国内への輸入感染症例は増加傾向にあります。本市において影響が顕在化されているわけではありませんが、今後の気候変動により感染症の発症例が見られる可能性もあります。

<影響に対する適応策>

関係機関と連携しながら、感染症の発生動向を注視し、発生時には市民に対し注意喚起を行うほか、幼虫の発生源の対策及び成虫の駆除、防蚊防ダニ対策に関する注意喚起を行います。

○市民生活・都市生活【道路・交通】

<これまでに生じている影響及び将来予測される影響>

本市においても豪雨による冠水、高温の影響等に起因する道路の劣化等がみられます。このため、道路の修繕及び改修、復旧に必要な費用が増加すると予測されます。

<影響に対する適応策>

気候変動がインフラに及ぼす影響について、具体的に評価した研究事例が少ないため、今後、国や研究機関からの情報を収集していきます。

第6章 計画の推進

1. 進行管理システム

望ましい環境像の実現のため、市民・事業者及び市による自主的、継続的な取組の改善が重要です。そこで本計画では、計画～各施策の推進～進捗状況の点検～見直しというPDCAサイクルによる進行管理システムで各主体の取組の継続的な改善を図っていきます。

2. 推進体制

計画の推進には、市民、事業者、市、行田市環境審議会、行田市環境基本計画推進委員会による体制とします。

①市民（市民団体）・事業者

市民（市民団体）・事業者などは、日常生活や事業活動において環境保全に取り組むとともに、市が推進する環境保全に関する施策に積極的に参加します。

②行田市環境審議会

行田市環境審議会は、市民及び事業者の代表から構成され、環境の施策に関する基本的事項についての調査及び審議を行います。

③行田市環境基本計画推進委員会

行田市環境基本計画推進委員会は、庁内の横断的組織として設置され、環境施策などの調整や実施状況の点検・評価を行います。

資料：アンケート調査回収状況

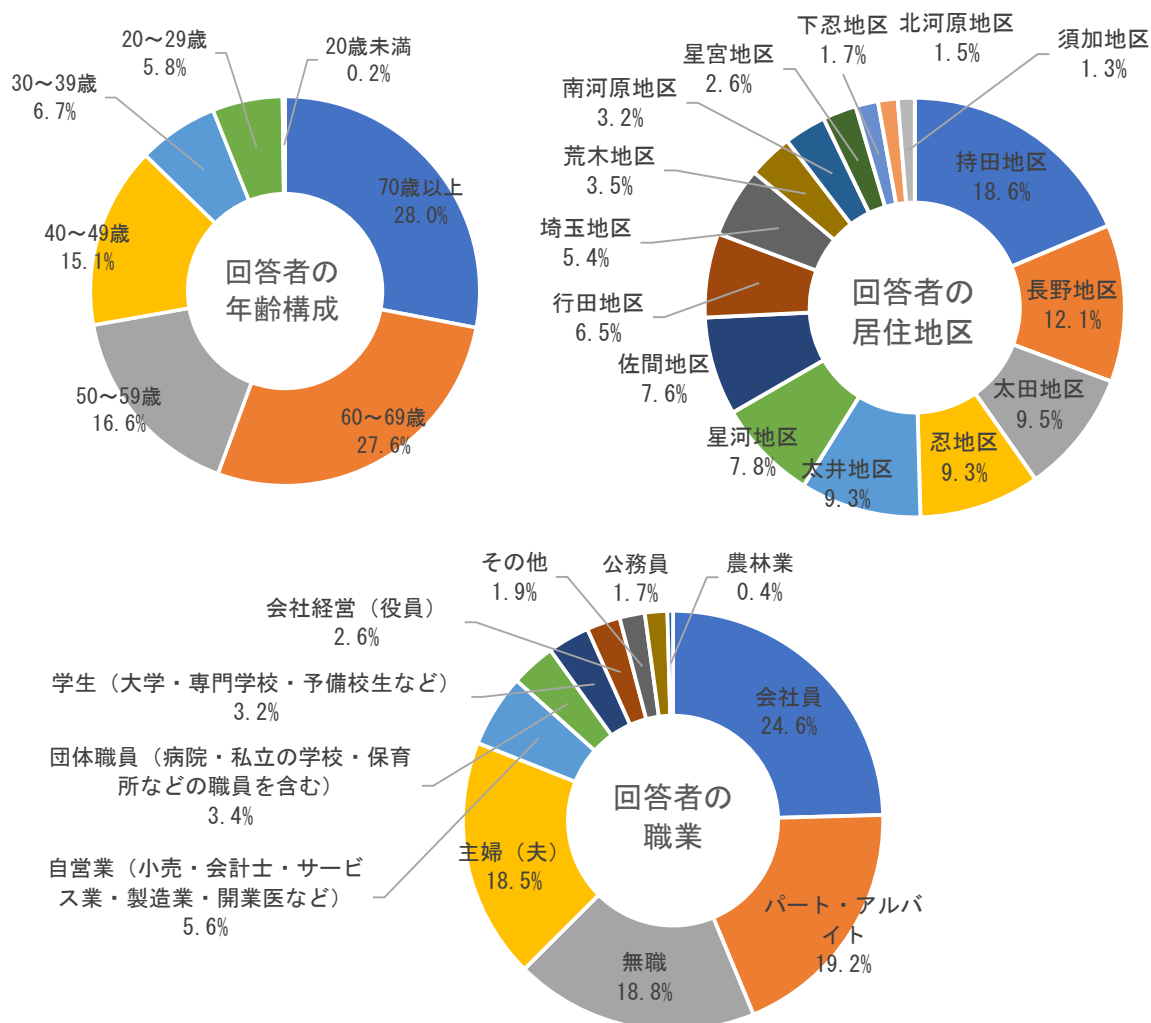
環境に関する意識や問題点、意見等を把握するため、市内在住1,000名、事業者100社を対象（無作為抽出）としてアンケート調査を実施しました。アンケート調査は、回収率の向上を目的としてWEBアンケートを併用しました。

調査の期間：令和5年2月1日～令和5年2月21日

<市民アンケート>

市民アンケートの結果、郵送による返送が350通（75.43%）、WEBによる回答が114回答（24.57%）で、合計464回答（46.4%）となりました。

返送	350	(75.43%)
WEB	114	(24.57%)
回答合計	464	
回答率	46.4	%



質問1 回答者自身のことに関すること

- (1) 回答者の年齢について【択一】
- (2) 回答者の居住地について【択一】
- (3) 回答者の職業について【択一】

質問2 居住地の環境について、どのように感じているか。【A～Lについて、最もよくあてはまる満足度・重要度を選択】

- A 自然の眺めの美しさ
- B 緑地、農地など身近な緑の豊かさ
- C 野生動植物の種類豊かさ
- D 地域の歴史や文化
- E まち並みの美しさ
- F 水辺環境のきれいさ
- G 静けさ（騒音や振動がない）
- H におい（悪臭がない）
- I 空気のきれいさ（空気中の物質に対する安全性）
- J ごみの減量化・資源化対策
- K 不法投棄対策
- L 地球温暖化対策

質問3 どのような環境問題に関心があるか。【次の中から、特に関心のあるものを3択】

- 1. 開発などによる樹木の伐採や田んぼの減少
- 2. 野生の動植物の減少
- 3. アメリカザリガニやブラックバスなどの外来種の増加
- 4. 野生鳥獣による農作物の被害
- 5. 車の走行による大気汚染や騒音
- 6. 大気汚染や水質汚濁、騒音、悪臭による環境汚染
- 7. 畜舎やたい肥などの農業施設からのにおい
- 8. 家庭からの生活排水による水質汚濁
- 9. 地下水や土壌の汚染
- 10. 生活環境の美化（ごみのポイ捨てや不法投棄、散歩中のペットの糞の処理等）
- 11. ごみの減量化や資源化
- 12. ごみの処理施設や処分場の整備
- 13. 食品ロスの減量化
- 14. プラスチックごみの減量化
- 15. 地球温暖化の問題
- 16. 太陽光やバイオマス発電などの再生可能エネルギーの利用
- 17. 省エネ家電（LED等）の導入
- 18. 電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）の導入
- 19. 環境学習や環境教育

質問4 日常生活で環境保全へ向けどのような取組を行っているか。【A～Iそれぞれについて
択一】

- A 環境保全に取り組む事業者への協力
- B ごみの分別や減量化・資源化の徹底
- C リサイクル商品や詰め替え商品など環境にやさしい製品の利用
- D エコバッグの利用
- E マイボトルの利用
- F 地域における環境美化活動への参加
- G 水辺や林、野生動植物の保全活動への参加・協力
- H 自然観察会や環境学習への参加
- I 日常生活における地球温暖化対策の実施

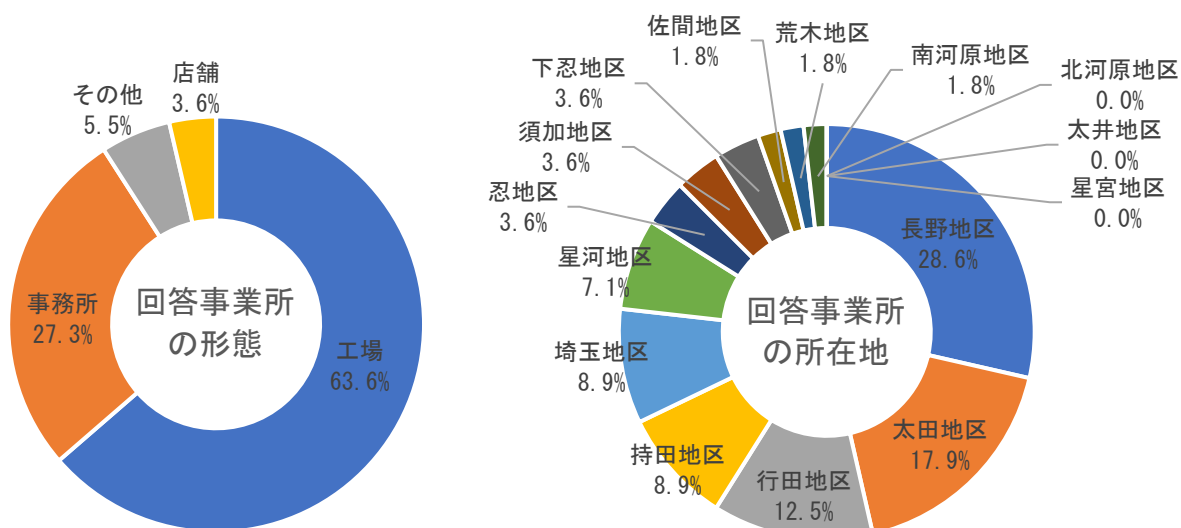
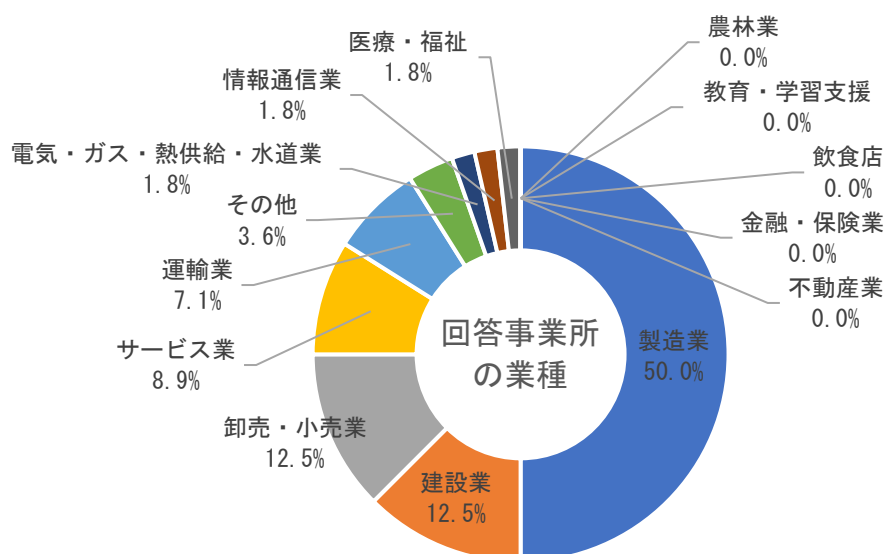
質問5 地球温暖化対策として、回答者が実施していることは何か。【1～10から複数選択可】

- 1. 節電（こまめな消灯、冷暖房の温度管理など）
- 2. 省エネ家電（LED等）の購入
- 3. 公共交通機関、自転車の積極的利用
- 4. 太陽光発電など再生可能エネルギーの導入
- 5. 太陽熱や地中熱など熱エネルギーの利用
- 6. 電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）の購入
- 7. 家庭用燃料電池（エネファーム）の設置
- 8. 家庭ごみの減量化・資源化
- 9. 薪ストーブなどの木質バイオマスストーブの設置
- 10. その他

<事業者アンケート>

事業者アンケートの結果、郵送による返送が38通（67.86%）、WEBによる回答が18回答（32.14%）で、合計56回答（56.0%）となりました。

返送	38	(67.86%)
WEB	18	(32.14%)
回答合計	56	
回答率	56.0	%



質問1 回答事業所について

- (1) 貴事業所の業種について【択一】
- (2) 貴事業所の形態について【択一】
- (3) 貴事業所の所在地について【択一】
- (4) 貴事業所の従業員数について【択一】

質問2 環境保全に向けどのような取組を行っているか。【A～Rに関して択一】

【環境保全】

- A 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭の防止などの対策を行っている
- B 化学物質の排出低減に向け対策を行っている

【エネルギー対策】

- C こまめな消灯の実施や冷暖房の設定温度を管理している
- D 事業活動によるエネルギー使用量の調査・把握を行っている
- E LED照明を利用している
- F 太陽光発電や太陽熱、地中熱などの再生可能エネルギーを導入している
- G 省エネルギー型機器や高効率ボイラー、コージェネレーションシステム等の設備を導入している
- H 電気自動車（EV）や燃料電池車（FCV）などを導入している
- I 蓄電池や業務・産業用燃料電池等を導入している

【廃棄物削減と資源の再利用】

- J 廃棄物の削減に向け対策を行っている
- K 資源物を分別し、リサイクルを行っている
- L 環境配慮製品を購入している
- M 再生紙や紙の両面使用に取り組んでいる
- N 雨水や一度使った水の再利用を行っている

【その他】

- O 従業員の環境教育を実施している
- P 社員への公共交通機関や自転車の利用促進を指導している
- Q 植樹や下草刈りなど緑地の再生・整備を実施している
- R 極端な暑さや局地的豪雨等への対策を実施している

質問3 太陽光発電を導入している事業所での太陽光発電の発電出力

質問4 事業所における電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）の所有台数

質問5 環境保全に関連する認証取得や登録状況について【A～Gについて最もよくあてはまるものを択一】

- A ISO14001 認証の取得
- B エコアクション21 認証の登録

- C 埼玉県エコアップ認証制度への登録
- D 埼玉県エコドライブ推進者への登録
- E 彩の国エコぐるめ協力店への登録
- F 環境に配慮した取組を作成、ホームページなどで公表
- G その他の認証取得や登録内容

質問6 環境保全に向けた取組を行うにあたり阻害要因となっていること【2択】

1. 人材不足
2. 資金不足
3. 時間不足
4. 情報不足
5. 取引先などの周囲の協力が得られない
6. その他